

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

（素案）

令和 8 年 2 月 時点

夷隅郡 御宿町

一目 次一

第 1 章 計画の枠組み.....	1
1. 計画の目的と位置付け.....	1
2. 循環型社会の形成に向けた法制度.....	4
第 2 章 地域の概況.....	9
1. 地勢.....	9
2. 人口、世帯数.....	10
3. 土地利用状況.....	11
4. 産業.....	12
5. 観光客数.....	13
第 3 章 ごみ処理の現状と課題.....	14
1. ごみ処理体制.....	14
2. 収集・運搬.....	15
3. 中間処理.....	21
4. 最終処分.....	27
5. ごみ処理経費.....	28
6. 温室効果ガス排出量.....	29
7. 前計画の評価.....	30
8. ごみ処理の課題.....	34
第 4 章 ごみ処理基本計画.....	35
1. 基本理念と基本方針.....	35
2. 数値目標.....	37
3. 本計画で推進する施策.....	40
4. 各主体の役割と連携.....	44
5. 将来のごみ処理体制.....	45
6. 点検・見直し・評価.....	46

注記：本報告書中の数値については、四捨五入の関係から一部合計等が合わない場合があります。

第1章 計画の枠組み

1. 計画の目的と位置付け

1.1 計画の目的

今日、環境問題の重要性がますます高まっています。国際社会においては平成27（2015）年9月の国連サミットで、令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界を実現するための全ての国の行動計画として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が平成27（2015）年に採択され、具体的な17のゴール・169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示されました。

国においては、令和6（2024）年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき持続可能な社会は循環共生型社会¹であり、環境負荷の総量を削減し、さらに良好な環境の創出を通じて、現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング²（高い生活の質）の向上等を目指すとしています。令和6（2024）年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、大量生産・大量消費・大量廃棄につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進していくことが掲げられました。

千葉県は、令和3（2021）年3月に「第10次千葉県廃棄物処理計画」を策定し、持続可能な循環型社会の構築を目指し、3R、適正処理の推進と適正処理体制の整備を行っていくものとしています。

御宿町（以下、「本町」という。）は、長期的・総合的視点に立って、循環型社会形成のための計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針として、平成23（2011）年2月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「前計画」という。）」を策定しました。前計画の策定以降、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24（2012）年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年（2021）法律第60号。以下、「プラスチック資源循環法」という。）」が施行されるなど、廃棄物の不適正処理への対応の強化や資源循環を促進する重要性が高まってきています。

この度は、本町における近年のごみ処理状況や施行・改正された諸法令を踏まえ、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めることを目的として、新たに一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

¹ 循環共生型社会：環境収容力（ある特定の環境が特定の生物種を持続的に生息させられる最大の個体数や量）を守り、環境の質を上げることにより成長・発展できる文明社会。

² ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

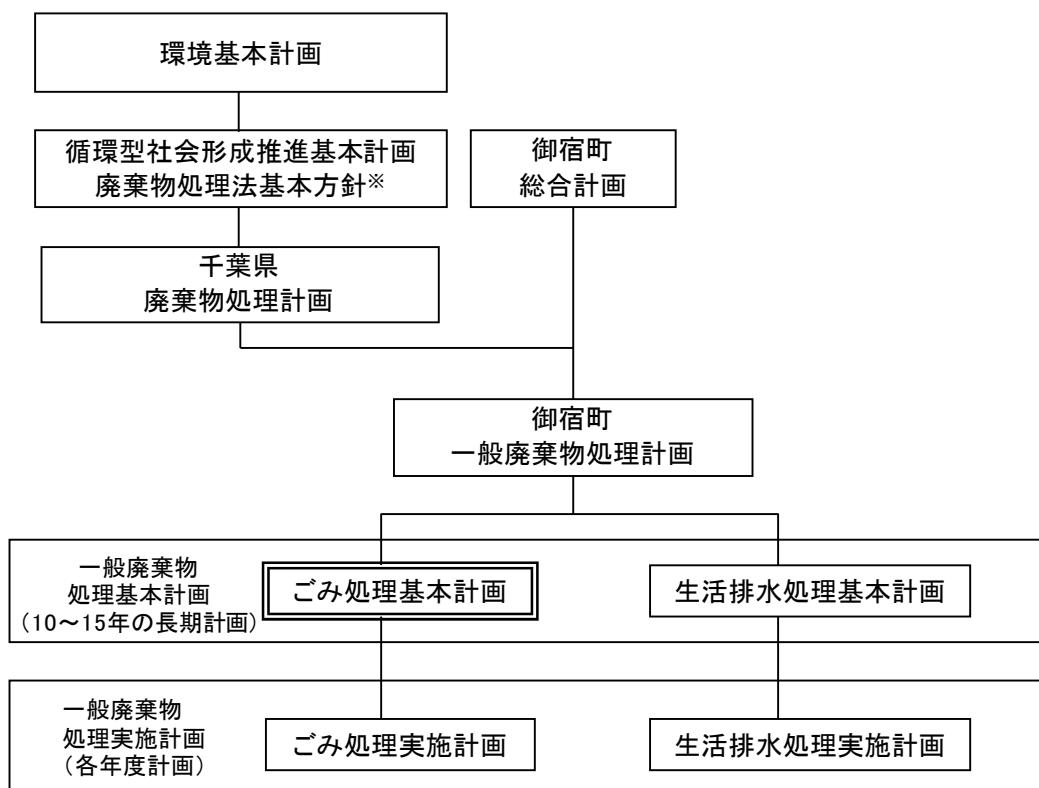
1.2 計画の位置付け

本計画の位置付けを図 1-1 に示します。

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45（1970）年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）」第 6 条第 1 項の規定により、市町村は当該区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされています。

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）と、当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されます。

本計画は、一般廃棄物処理計画のうちの「ごみ処理基本計画」に該当し、関連する上位計画及び諸計画との整合を図りながら策定しました。



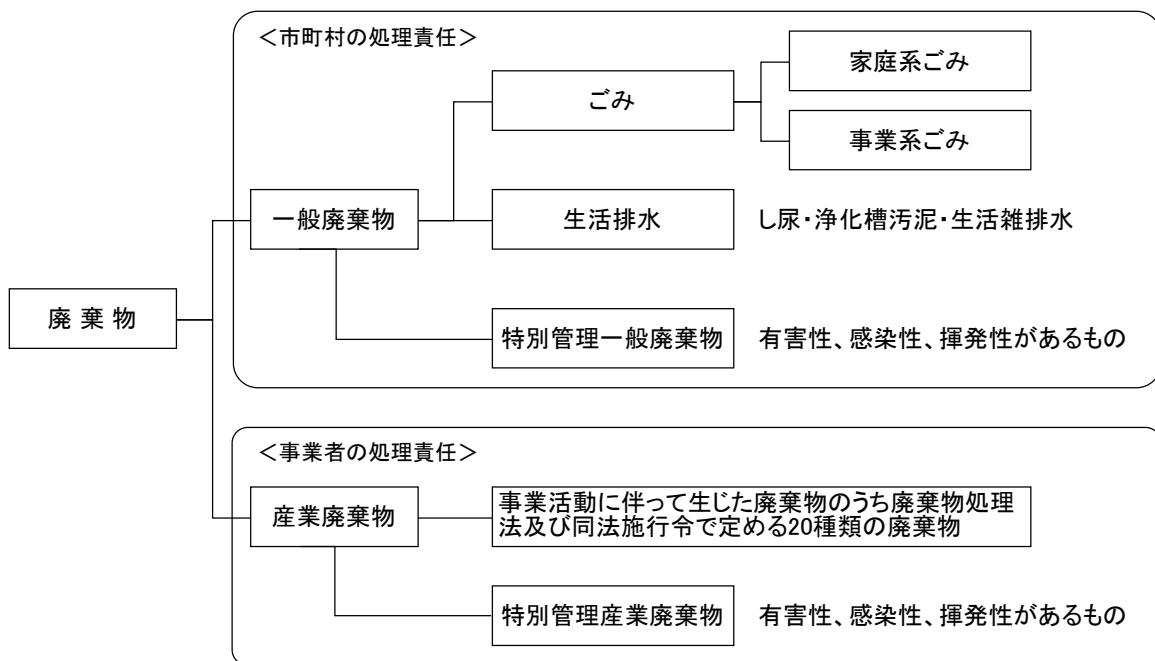
※廃棄物処理法基本方針：廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づき環境大臣が定める基本方針「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13（2001）年環境省告示第 34 号改正平成 17（2005）年環境省告示第 43 号）」

図 1-1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置付け

1.3 計画対象廃棄物

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区別されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、ごみと生活排水に分類されます。また、ごみは主に家庭から発生する家庭系ごみと、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみに分類されます。

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち生活排水を除く「ごみ」（特別管理一般廃棄物を含む。）とします。



[出典：令和6（2024）年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省、令和6（2024）年6月）に加筆]

図 1-2 計画対象廃棄物

1.4 計画の範囲

本計画の対象地域は、本町全域とします。

1.5 計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和22（2040）年度までの15年間とし、中間目標年度を令和12（2030）年度、計画目標年度を令和22（2040）年度とします。

なお、本計画は概ね5年ごとに見直すものとしますが、計画の諸条件に大きな変動があった場合は適宜見直すものとします。

R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
計 画 初 年 度				中 間 目 標 年 度										計 画 目 標 年 度

図 1-3 計画期間

2. 循環型社会の形成に向けた法制度

2.1 関連法令

循環型社会形成推進のための法体系を図 1-4 に示します。

環境の保全についての基本理念を規定した「環境基本法（平成 5（1993）年法律第 91 号）」に則り、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として平成 12（2000）年に「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。廃棄物の適正処理に関する「廃棄物処理法」、リサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3（1991）年法律第 48 号）」及び個別物品に応じたリサイクルに関する法律とともに循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図っています。

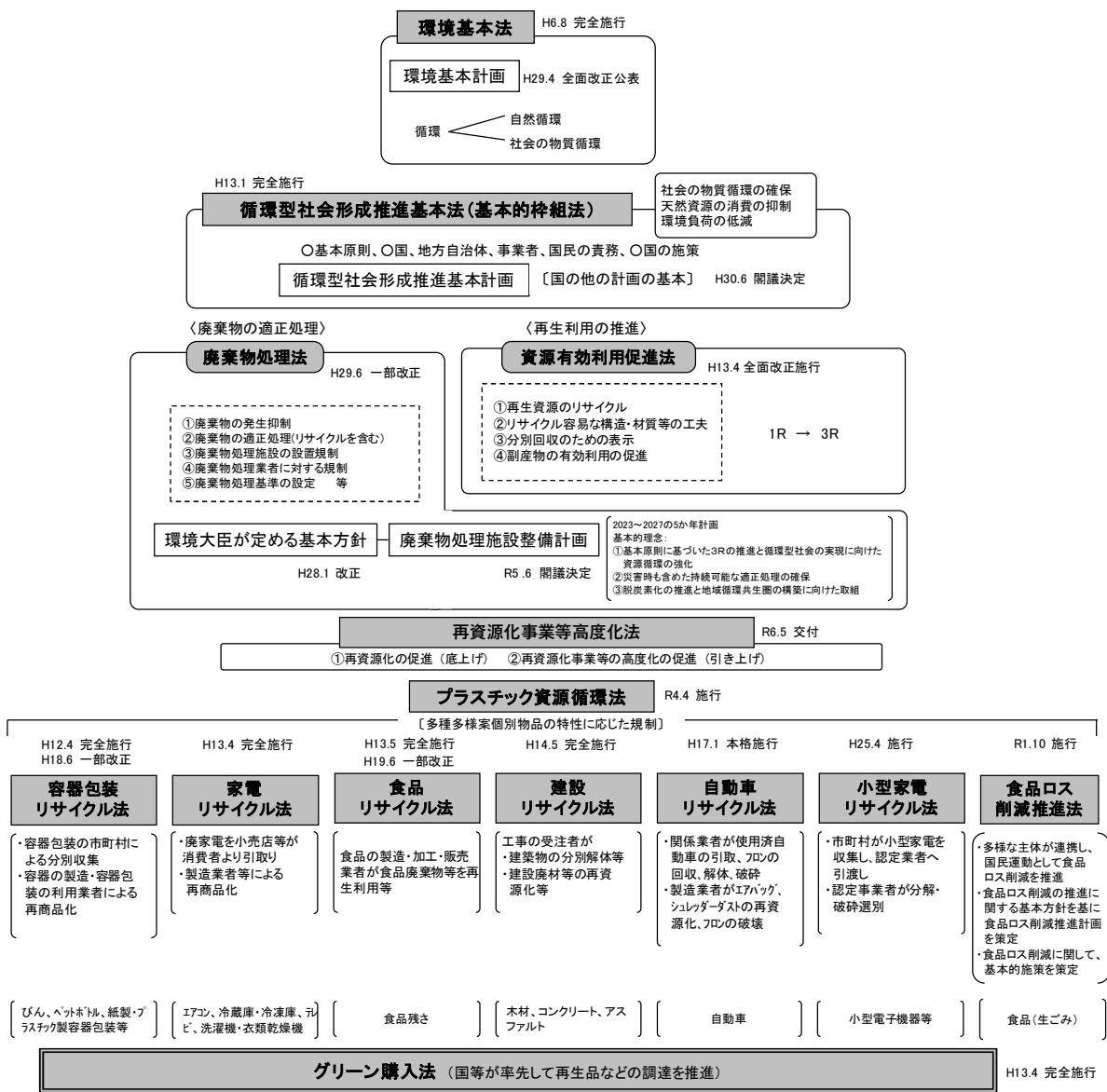


図 1-4 循環型社会形成推進のための法体系

2.2 上位計画

本計画の策定に当たっては、国、千葉県、本町の上位計画を踏まえたものとします。

1) 国の計画

(1) 環境基本計画

環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。

令和6(2024)年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、人類の活動によって地球の環境収容力を超過してしまったことにより、人類は現在気候変動、生物多様性の損失、汚染の「3つの危機」に直面しているとしており、これらの危機を克服するためには、経済社会システムをネット・ゼロ（脱炭素）で、循環型で、ネイチャーポジティブ（自然再興）なものに転換することが必要としています。

また、環境・経済・社会の統合的向上の高度化のため6つの戦略（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）を設定し、地上資源を基調とし、自然と共生する持続可能な経済社会システム「循環共生型社会」の実現を目指すべき社会の姿としています。

第六次環境基本計画における廃棄物対策に係る施策の一例を表1-1に示します。

表 1-1 第六次環境基本計画における廃棄物・リサイクル対策に係る施策の一例

廃棄物の発生抑制
<ul style="list-style-type: none">・製品等をリペア・メンテナンス等による長期利用・再利用やリサイクル、循環資源・再生可能資源等の活用による天然資源の投入量及び廃棄物の最終処分量の削減・食料システムにおける食品ロス削減
廃棄物の適正処理
<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の不適正処理への対応強化・不法投棄の撲滅・有害廃棄物(アスベスト、POPs廃棄物、水銀廃棄物、埋設農薬等)の対策の推進・PCB廃棄物の期限内に確実かつ適正な処理の実施
資源循環の徹底的な推進
<ul style="list-style-type: none">・3R+Renewable・食品リサイクル等による資源を最大限活用するための取組の推進・有機廃棄物(生ごみ・し尿・浄化槽汚泥・下水汚泥)や未利用資源等のバイオマス資源の肥料やエネルギーとしての循環利用・木材の利用拡大やプラスチックや金属資源等の資源循環・使用済紙おむつの再生利用等・使用済製品等の解体・破碎・選別等のリサイクルの高度化、バイオマス化、再生材利用促進・急速に普及が進む新製品・新素材についての3R確立

(2) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。

令和6(2024)年8月に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、重要な政策課題として「循環経済への移行」を掲げており、政策効果を把握するための指標として、「循環型社会の全体像に関する指標」と5つの重点分野別に「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標」が設定されています。

多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関する指標として設定されている数値目標のうち、一般廃棄物処理に関わる数値目標を表1-2に示します。

(3) 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法基本方針は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められています。

令和7(2025)年2月には、令和32(2050)年カーボン・ニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、廃棄物処理基本方針が変更されました。なお、廃棄物の減量化に関する目標値は、令和6(2024)年8月に決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」と整合をとる形で改訂されました。

各目標値のうち、一般廃棄物処理に関わる数値目標を表1-2に示します。

(4) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に即して定められており、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とする新たな計画が令和5(2023)年6月に閣議決定されました。

新たな計画では、3つの基本的理念を掲げたうえで、廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標を設定しています。

各目標値のうち、一般廃棄物処理に関わる数値目標を表1-2に示します。

(5) プラスチック資源循環戦略

プラスチック資源循環戦略は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化の幅広い課題に対応するため、令和元(2019)年5月に策定されました。

プラスチック資源循環戦略では、基本原則に「3R+Renewable(再生可能資源への代替)」を掲げており、6つの重点戦略及び目標(マイルストーン)が設定されています。

マイルストーンのうち、一般廃棄物処理に関わる数値目標を表1-2に示します。

(6) 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元（2019）年法律第19号）（以下、「食品ロス削減推進法」という。）」は、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として、令和元（2019）年10月に施行されました。本法律第11条の規定に基づき、令和2（2020）年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下、「食品ロス削減推進法基本方針」という。）」が閣議決定され、令和7（2025）年3月には更なる削減の取組が進むよう具体的な施策が追加された第2次基本方針が閣議決定されました。

食品ロス削減推進法第2次基本方針で定められている目標を表1-2に示します。

2) 千葉県の計画

(1) 千葉県環境基本計画

千葉県環境基本計画は、千葉県環境基本条例第9条に基づき策定する環境分野における基本となる計画で、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間を計画期間とする新たな計画「第三次千葉県環境基本計画」が平成31（2019）年3月に策定されました。

第三次千葉県環境基本計画では、5つの基本目標が設定され、基本目標の達成に向けて6つの施策を展開することで、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指します。

第三次千葉県環境基本計画で定められている指標のうち、一般廃棄物処理に関わる数値目標を表1-2に示します。

(2) 千葉県廃棄物処理計画

千葉県廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第5条の5第1項に基づく法定計画として千葉県全体の廃棄物対策の基本的方向を示す計画で、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とする新たな計画「第10次千葉県廃棄物処理計画」が令和3（2021）年3月に策定されました。

第10次千葉県廃棄物処理計画では、「3Rの推進」「適正処理の推進」「適正処理体制の整備」「万全な災害廃棄物処理体制の構築」の4つの施策を展開することで、持続可能な循環型社会の構築を目指しています。また、千葉県内の約94%のごみ処理施設が、令和7（2025）年度時点での稼働開始から15年以上経過し、老朽化が進行していることから、安定的かつ効率的な施設整備及び運営体制の構築を目的として、「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の推進」を掲げています。

第10次千葉県廃棄物処理計画で定められている目標値のうち、一般廃棄物処理に関わる数値目標を表1-2に示します。

3) 本町の計画

(1) 御宿町総合計画

御宿町総合計画は、本町のあるべき姿を展望し、住民や事業者等あらゆる主体が共有できる中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な行政運営の指針を定めており、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間を計画期間とする新たな計画「第5次御宿町総合計画」が令和5（2023）年3月に策定されました。

第5次御宿町総合計画では、循環型社会への対応や脱炭素化促進に向けた取組み、ごみの減量化や再資源化に取り組む環境づくりを地域全体で推進していくことを目指しています。

表 1-2 国及び千葉県の一般廃棄物の減量化に係る数値目標

関連計画	目標年度	指標	数値目標
第五次循環型社会形成推進基本計画	令和12年度(2030年度)	1人1日当たりのごみ焼却量	約580g
廃棄物処理基本方針	令和12年度(2030年度)	一般廃棄物排出量	令和4年度比で9%削減
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）	約478g
		出口側の循環利用率（リサイクル率）	約26%
		1人1日当たりのごみ焼却量	約580g
		最終処分量	令和4年度比で5%削減
廃棄物処理施設整備計画	令和9年度(2027年度)	出口側の循環利用率（リサイクル率）	28%
プラスチック資源循環戦略	令和12年度(2030年度)	ワンウェイプラスチック	累積25%排出抑制
		容器包装プラスチック	6割をリユース・リサイクル
	令和17年度(2035年度)	使用済プラスチック	100%リユース・リサイクル等により有効活用
食品ロス削減推進法基本方針	令和12年度(2030年度)	家庭系食品ロス	平成12年度比で50%削減
		事業系食品ロス	平成12年度比で60%削減
第三次千葉県環境基本計画	令和10年度(2028年度)	一般廃棄物の排出量	181万t以下
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ、集団回収を除く）	440g以下
		一般廃棄物の再生利用率	30%以上
		一般廃棄物の最終処分量	12万t以下
第10次千葉県廃棄物処理計画	令和7年度(2025年度)	ごみ総排出量	183万t以下
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ、集団回収を除く）	440g以下
		出口側の循環利用率	30%以上
		最終処分量	12万t以下

第2章 地域の概況

1. 地勢

本町は、千葉県の東南部、房総半島中央部東端に位置し、首都東京まで北西方向へ 75km、また県都千葉市から 50km 圈に位置し、首都とは JR 外房線特急により約 80 分で結ばれています。本町はいすみ市及び勝浦市と隣接し、南東は太平洋に面しています。

総面積は 24.85km² で、そのうち山林が最も多く約 30%を占めています。本町は、砂丘と岩壁の変化に富んだ海岸線や緑豊かな森林、渓谷が広がる房総丘陵からなり、観光・レクリエーション地域となっています。



図 2-1 本町の位置図

2. 人口、世帯数

人口及び世帯数の推移を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

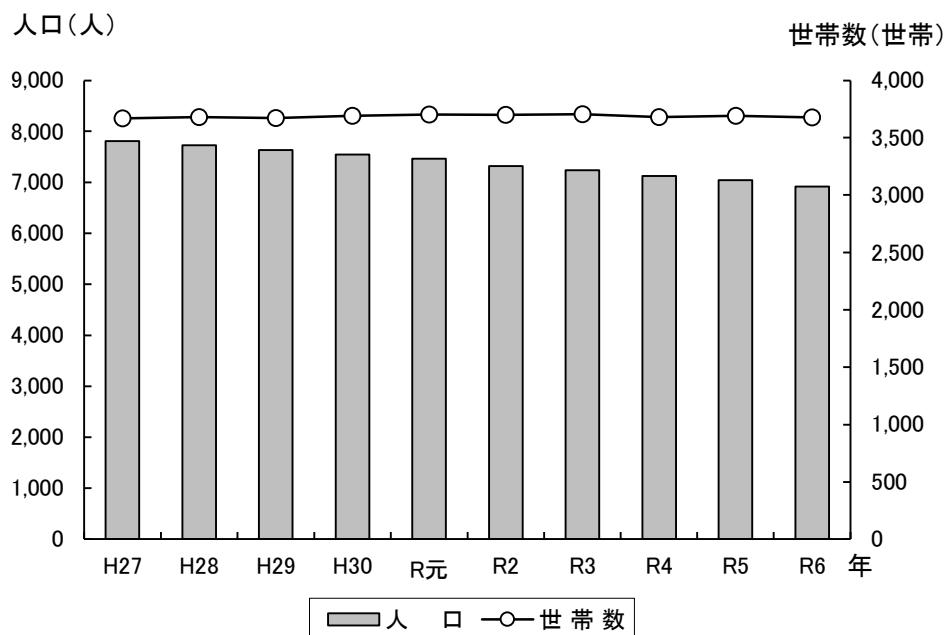
人口は減少傾向にあり、令和 6 (2024) 年は 9 年前の平成 27 (2015) 年に比べ 895 人（約 11.5%）減少し、6,914 人となっています。

世帯数は横ばいから増加傾向にある一方で、世帯人員は減少傾向にあります。

表 2-1 人口及び世帯数の推移

	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
人 口	7,809	7,723	7,631	7,542	7,464	7,319	7,236	7,120	7,040	6,914
世 帯 数	3,667	3,679	3,670	3,691	3,702	3,699	3,703	3,678	3,690	3,677
世帯人員	2.13	2.10	2.08	2.04	2.02	1.98	1.95	1.94	1.91	1.88

[出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）]



[出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）]

図 2-2 人口及び世帯数の推移

3. 土地利用状況

地目別面積を表 2-2 及び図 2-3 に示します。

山林が最も面積が大きく、次いで、原野、田となっています。

表 2-2 地目別面積（令和 6（2024）年）

（単位：km²）

田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
2.62	1.06	2.48	0.00	8.11	0.15	2.92	2.33	5.38	25.04

※面積は令和 5（2023）年 1月 1日現在で市町村の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地の地積に非課税地の地積を加えたもの。

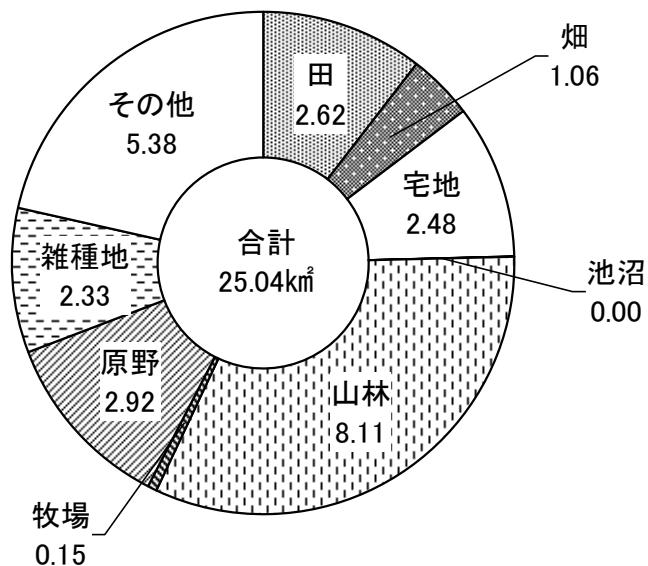
※田の地積は介在田及び市街化区域田を含む。

※畠の地積は介在畠及び市街化区域畠を含む。

※山林の地積は介在山林を含む。

※「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるもの。

[出典：千葉県統計年鑑（令和 6（2024）年）]



[出典：千葉県統計年鑑（令和 6（2024）年）]

図 2-3 地目別面積（令和 6（2024）年）

4. 産業

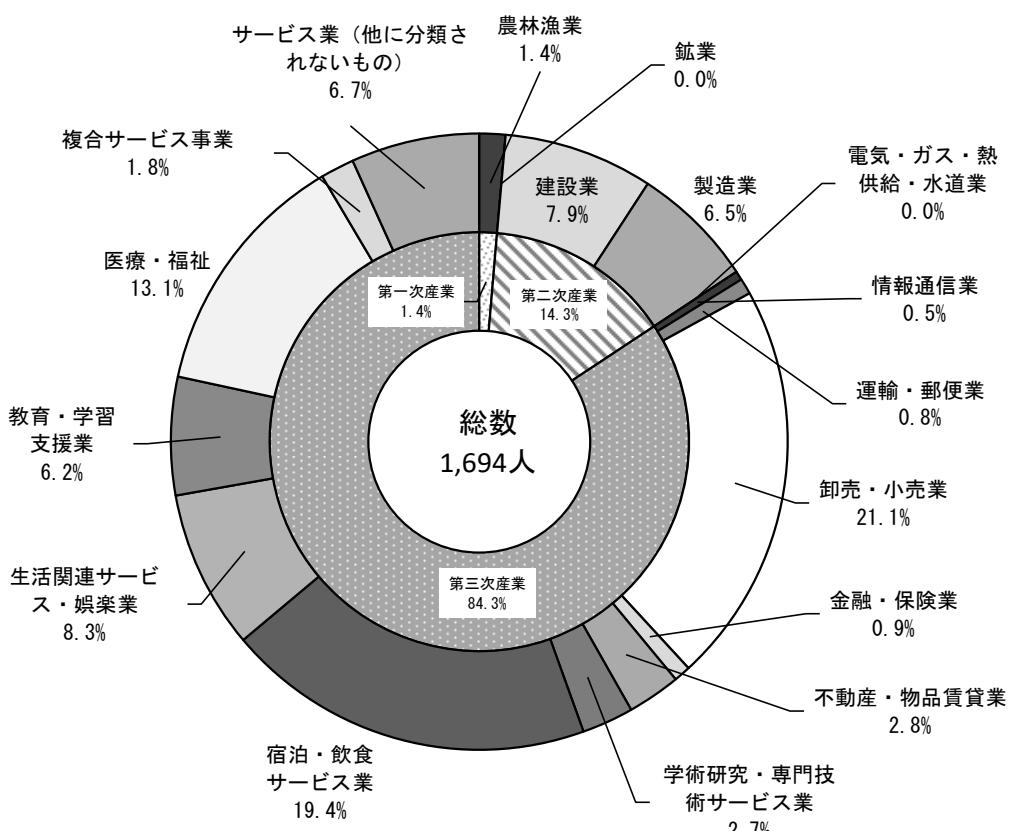
事業所数及び従業者数を、表 2-3 及び図 2-4 に示します。

事業所数及び従業者数はともに第三次産業が最も多く（84.3%）、次いで、第二次産業、第一次産業の順となっています。

表 2-3 事業所数・従業者数（令和 6（2024）年）

項目	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数
事業所数	4	52	271	327
従業者数	23	243	1,428	1,694

[出典：千葉県統計年鑑（令和 6（2024）年）]



[出典：千葉県統計年鑑（令和 6（2024）年）]

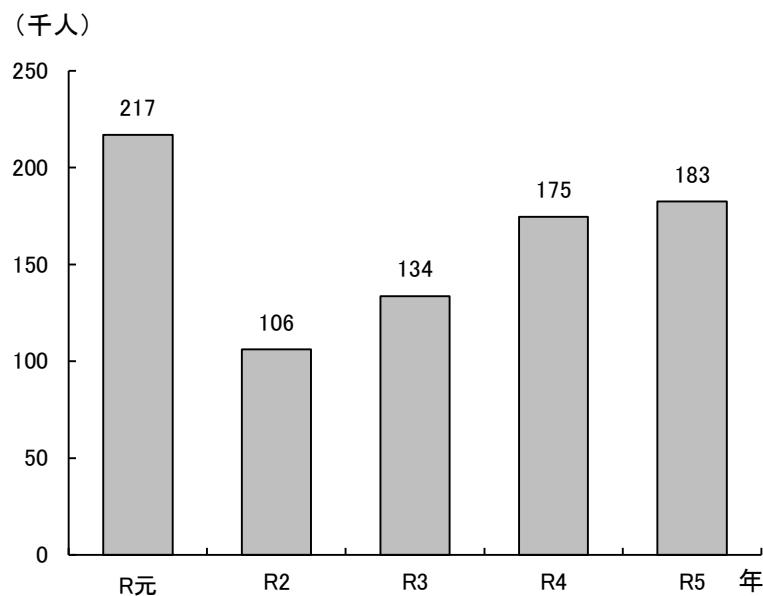
図 2-4 従業者数（令和 6（2024）年）

5. 観光客数

本町の年間観光客入込数の経年変化を図 2-5 に示します。

年間観光客入込数は、令和元（2019）年から令和2（2020）年にかけて大幅に減少しました。

これは新型コロナウイルス感染拡大等の影響によるものと考えられます。令和3（2021）年からは増加に転じ、令和5（2023）年には約18万人となっています。



[出典：千葉県観光入込調査報告書]

図 2-5 年間観光客入込数

第3章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理体制

ごみ処理フローを図3-1に示します。

燃やせるごみ及び可燃性粗大ごみは、御宿町清掃センターの焼却施設で焼却処理しています。焼却により発生する焼却残渣は、民間資源化業者に引き渡し、資源化しています。

古紙・布類は、御宿町清掃センターで保管された後、民間資源化業者に引き渡し、資源化しています。

上記以外のごみについては、御宿町清掃センターで選別された後、民間資源化業者に引き渡し、資源化しています。

家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）は、原則、購入した電気店等で引取り依頼をすることとしていますが、それが難しい場合に限り、リサイクル券が添付されたもののみを収集し、指定引取場所に引き渡しています。

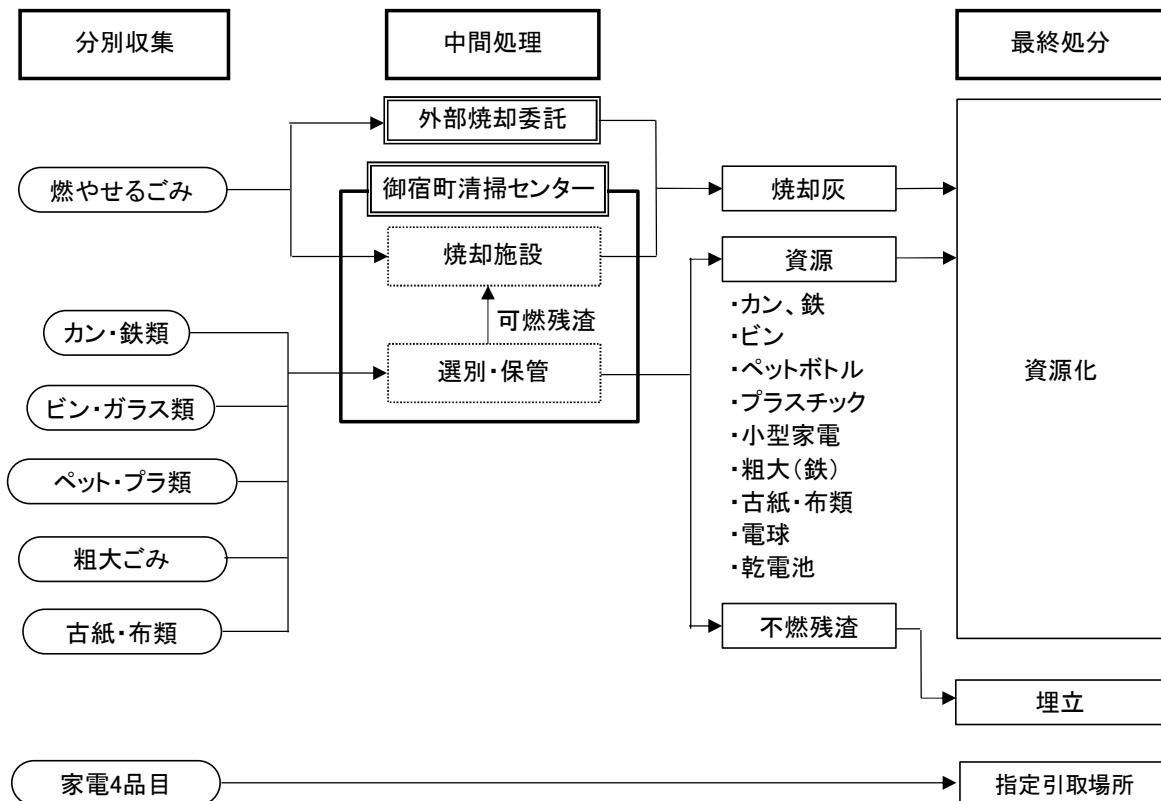


図3-1 ごみ処理フロー

2. 収集・運搬

2.1 分別区分及び排出方法

分別区分と排出方法を表 3-1 に示します。

家庭系ごみの分別区分は、燃やせるごみ、カン・鉄類、ビン・ガラス類、ペットボトル・プラスチック類、古紙・布類、粗大ごみの 6 種類 17 分別となっています。

粗大ごみ以外は町内の美化ステーションに決められた曜日別に排出することとなっており、粗大ごみは戸別収集または御宿町清掃センターへの自己搬入による排出となっています。

事業系ごみは、家庭系ごみと同様の分別区分により受け入れており、御宿町清掃センターに自己搬入するか許可業者による収集・運搬により受け入れを行っていますが、粗大ごみについては受け入れていません。

表 3-1 分別区分と排出方法

種類	分け方	具体例	出し方	排出場所	排出容器	収集頻度
燃やせるごみ		生ごみ、木枝、草、紙くず等	生ごみは水をよく切り、草は乾燥させて下さい。 剪定枝は短くして下さい。	美化ステーション	指定袋 (桃色)	2回/週
カン・鉄類	空きカン	飲料や缶詰等のスチールカン、アルミカン	中身を捨て、カラにして下さい。	美化ステーション	指定袋 (無着色)	1回/2週
	なべ、やかん、針金等	なべ、やかん、針金等	金物以外の付属品はできるだけ取り除いて下さい。			
	小型家電	ドライヤー、ラジカセ、電卓等の小型家電	指定袋の大袋に収まる大きさで、家電リサイクル法対象4品目以外の家電が対象です。(それ以外は、粗大ごみとして下さい。)			
	乾電池	乾電池	充電式(小型二次式)のものは、電気店やスーパー等の「リサイクルボックス」へ入れて下さい。			
ピン・ガラス類	ピン	ピン、ガラス類	中身を捨て、フタをはずして下さい。 (コルク製のフタは燃やせるごみ、金属製のフタはカン類、プラスチック製のフタはプラスチック類としてそれぞれの収集日に出して下さい。)	美化ステーション	指定袋 (無着色)	1回/2週
	せともの	茶わん、さら等	ガラス・せともの以外は入れないで下さい。			
	蛍光灯・電球類	蛍光灯・電球類	蛍光灯・電球以外のものを入れないで下さい。			
ペット・プラ類	ペットボトル	清涼飲料、しょうゆ、酒類等の容器等のペットボトル	中身を捨て、軽く水洗いし乾燥させて下さい。(フタ、ラベルは外してプラスチックとして排出して下さい。)	美化ステーション	指定袋 (無着色)	1回/週
	プラスチック・発泡トレイ類	食品白色トレイ、シャンプーボトル、ビニール袋、植木鉢、おもちゃ、ハンガー等	中身を捨て、軽く水洗いし乾燥させて下さい。 (汚れや劣化が激しいものは燃やせるごみとして排出して下さい。)			
古紙・布類	新聞	新聞紙、チラシなど	たたんでヒモで束ねて下さい。	美化ステーション	種類ごとに ヒモで束ねる	1回/週
	雑誌・書籍・カタログ	週刊誌、コミック雑誌、辞書等	ヒモで束ねて下さい			
	ダンボール	ダンボール	たたんでヒモで束ねて下さい。			
	飲料用パック	牛乳パック	開いて水洗いし乾燥させ、たたんでヒモで束ねて下さい。(内側がアルミ製のものは、燃やせるごみとして排出して下さい)			
	布類(衣服・タオル等)	布類(古着等)	たたんでヒモで束ねて下さい。(布団、毛布等は布類では排出できません)			
粗大ごみ	タンス・じゅうたん等燃やせるもの	自転車、机、タンス等	粗大ごみ扱いの目安は一辺の長さが40cm以上または指定袋の大袋に入らないものが対象です。 (1回当たりの収集数量は5点までです。)	清掃センターに自己搬入 または 戸別収集	-	有料 1回/月程度
	自転車・金属製品等燃やせないもの				-	
家電4品目		テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機	買い替える場合は購入する電気店に、廃棄のみの場合には過去に購入した電気店に引き取り依頼をして下さい。 電気店に引き渡しができない場合は、郵便局でリサイクル料金を払い、メーカー指定引き渡し場所または清掃センターに自己搬入して下さい。	電気店に引き取り依頼 または 自己搬入(メーカー指定場所または清掃センター)	-	有料
パソコン		パソコン	キーボードやマウス等の周辺機器のみの場合は小型家電として排出して下さい。	機器メーカーに回収を申し込む	-	-

※充電池・モバイルバッテリー等については拠点回収を実施している。(御宿町役場・公民館・清掃センター)

[出典: 御宿町のごみの分け方・出し方 (令和4(2022)年4月発行) に加筆]

2.2 ごみ処理手数料

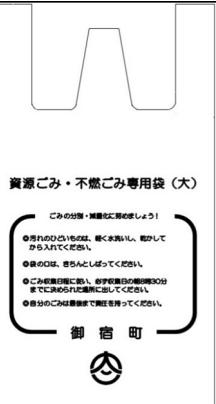
指定ごみ袋の手数料を表 3-2 に示します。

本町は、平成 24（2012）年 10 月から燃やせるごみ、カン・鉄類、BIN・ガラス類、古紙・布類、ペットボトル、プラスチック・発泡トレイ類を対象に、分別収集の徹底を目的として、有料指定ごみ袋制度を導入し、ごみの排出量（ごみ袋の大きさ）に応じたごみ処理手数料を徴収しています。

家庭からのごみが一時的に多量（約 10 kg/日以上）に発生した場合は、御宿町清掃センターに自己搬入することとしており、3 円/kg の持込手数料がかかります。また、粗大ごみの場合は、90 円/kg の持込手数料がかかります。ただし、指定ごみ袋に入れて持ち込んだ場合、または、資源ごみは指定ごみ袋に入れていなくてもきちんと分別して持ち込んだ場合は、持込手数料は発生しません。

事業系ごみは、御宿町清掃センターへ自己搬入する場合は 6 円/kg のごみ処理手数料がかかります。

表 3-2 指定ごみ袋の手数料

袋の種類		分別の種類	袋の大きさ	1 枚当たりの料金
指定袋 (桃色)		燃やせるごみ	10 リットル (特小)	20 円
			20 リットル (小)	30 円
			45 リットル (大)	50 円
指定袋 (無着色)		カン・鉄類（小型家電を含む） BIN・ガラス類 ペットボトル プラスチック・発泡トレイ類	10 リットル (特小)	5 円
			20 リットル (小)	7 円
			45 リットル (大)	15 円

2.3 ゴミの排出

1) ゴミ排出量

ゴミ排出量の実績を図 3-2 に示します。

ゴミ排出量は令和 4 (2022) 年度以降減少傾向にあり、令和 6 (2024) 年度のごみ排出量は 2,810t でした。これは、本町の人口が減少傾向にあるとともに、家庭系ごみの 1 人当たり排出量が低減したこと等の影響が考えられます。

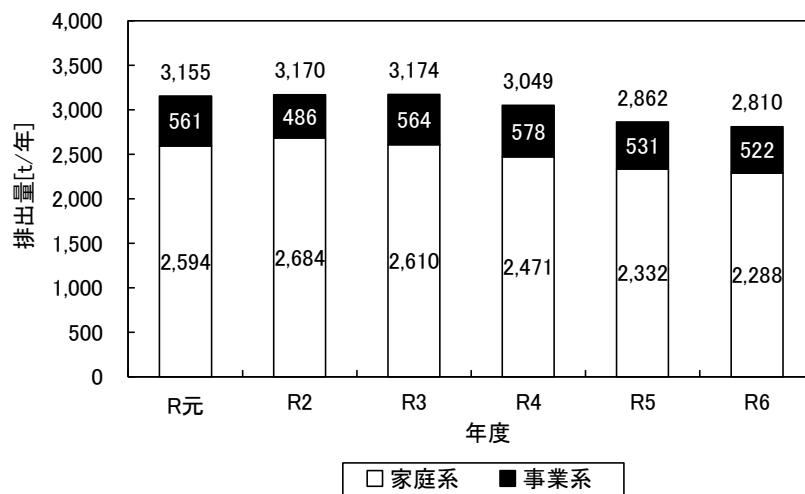


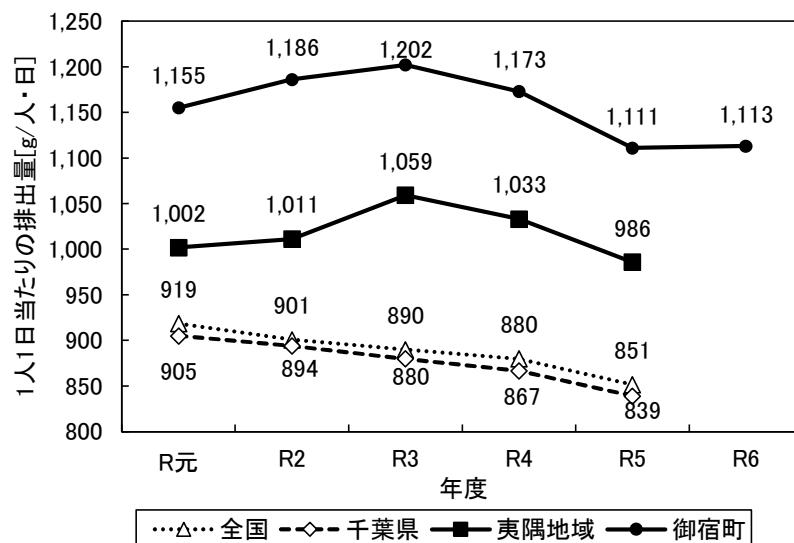
図 3-2 ゴミ排出量の実績

2) 1 人 1 日当たりのごみ排出量

1 人 1 日当たりのごみ排出量の実績を図 3-3 に示します。

1 人 1 日当たりのごみ排出量は令和 4 (2022) 年度以降概ね減少傾向にあり、令和 6 (2024) 年度はわずかに増加して 1,113g でした。

本町の 1 人 1 日当たりのごみ排出量を全国、千葉県及び夷隅地域の平均値と比較すると、令和 2 (2020) 年度以降いずれの年度も本町が最も多くなっており、令和 5 (2023) 年度では全国及び千葉県の平均値より約 266g、夷隅地域の平均値より約 125g 多くなっています。



[全国、千葉県、夷隅地域の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

図 3-3 1 人 1 日当たりのごみ排出量の実績

3) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の実績を図 3-4 に示します。

家庭系ごみ排出量は令和元（2019）年度から令和 2（2020）年度にかけて増加傾向にありましたが、令和 3（2021）年度以降減少傾向に転じ、令和 6（2024）年度は 2,288t でした。

家庭系ごみの内訳は、燃やせるごみの割合が最も高く、約 80%を占めています。

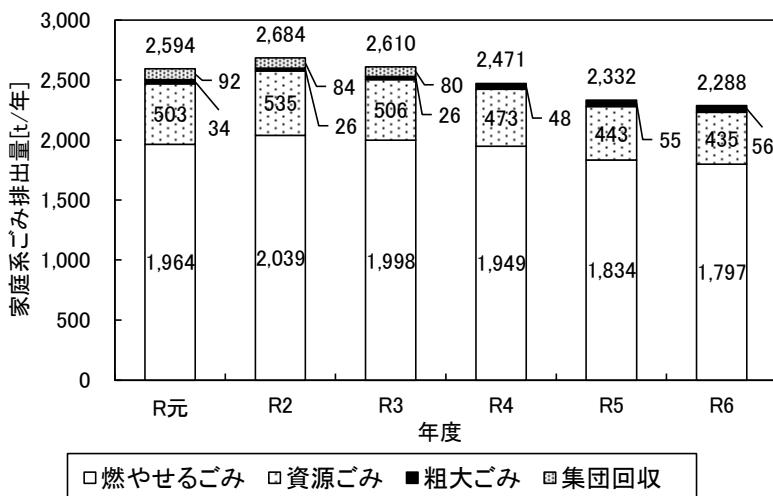


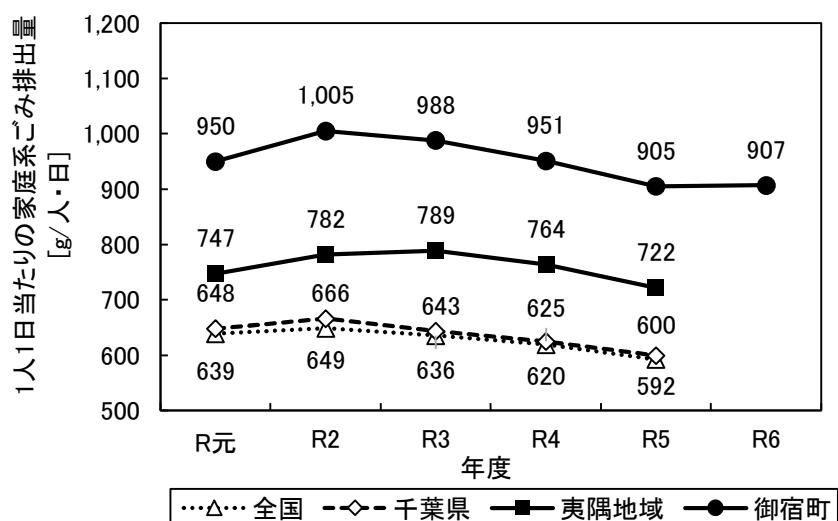
図 3-4 家庭系ごみ排出量の実績

4) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の実績を図 3-5 に示します。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は令和元（2019）年度から令和 2（2020）年度にかけて増加傾向にありましたが、令和 3（2021）年度以降は減少に転じ、令和 6（2024）年度はわずかに増加して 907g でした。

本町の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を全国、千葉県及び夷隅地域の平均値と比較すると、1人1日当たりのごみ排出量と同様に、いずれの年度も本町が最も多くなっています。また、令和 5（2023）年度では全国及び千葉県の平均値より約 300g、夷隅地域の平均値より約 180g 多く、「2)1人1日当たりのごみ排出量」と比較しても、全国の平均値等との差が大きくなっています。



[全国、千葉県、夷隅地域の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

図 3-5 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の実績

5) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の実績を図 3-6 に示します。

事業系ごみ排出量は令和元(2019)年度以降増減を繰り返して推移しており、令和6(2024)年度は522tでした。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が停滞したため、事業系ごみ量が少ない傾向にあったと推察されます。

事業系ごみの内訳は、燃やせるごみの割合が最も高く、約95%を占めています。

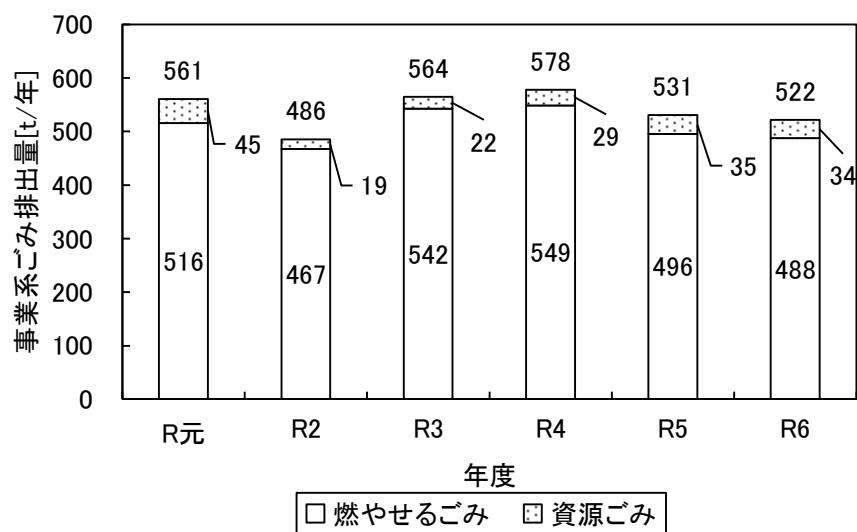


図 3-6 事業系ごみ排出量の実績

3. 中間処理

3.1 施設の概要

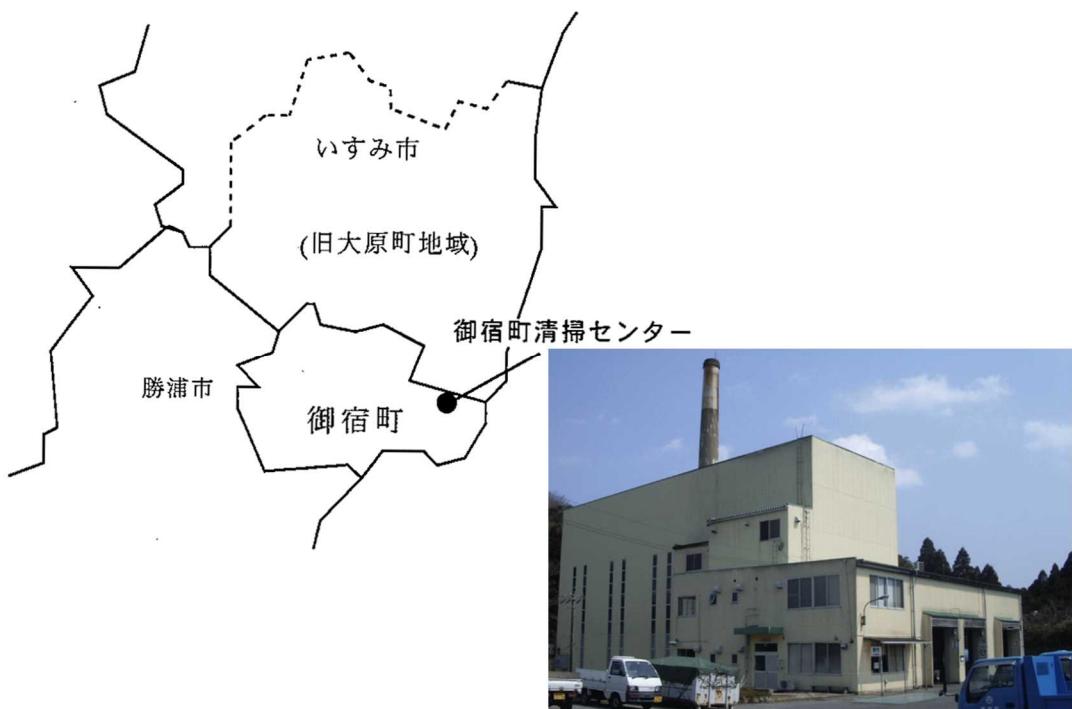
御宿町清掃センターの施設概要を表 3-3、施設位置及び外観を図 3-7 に示します。

御宿町清掃センターでは、本町の燃やせるごみ及びいすみ市の旧大原町に該当する地域の燃やせるごみを焼却処理しています。

御宿町清掃センターは稼動開始から 41 年が経過し、老朽化に伴う施設の故障や処理能力の低下が生じています。

表 3-3 御宿町清掃センター施設概要

施設名称		御宿町清掃センター
所在地		千葉県夷隅郡御宿町久保 1041
敷地面積		6,069 m ²
建設年度		着工 昭和 58 (1983) 年 7 月～ 竣工 昭和 59 (1984) 年 12 月 (排ガス高度処理施設整備工事： 着工 平成 13 (2001) 年 7 月～ 竣工 平成 14 (2002) 年 11 月)
焼却施設	処理対象	燃やせるごみ
	処理能力	32.5t/日 (32.5t/17h × 1 炉)
	処理方式	准連続燃焼式ストーカ炉
保管施設	処理対象	カン・鉄類、ビン・ガラス類、ペット・プラ類、古紙・布類、粗大ごみ
	処理方式	手選別



[出典：御宿町ホームページ]

図 3-7 御宿町清掃センター施設位置図及び外観

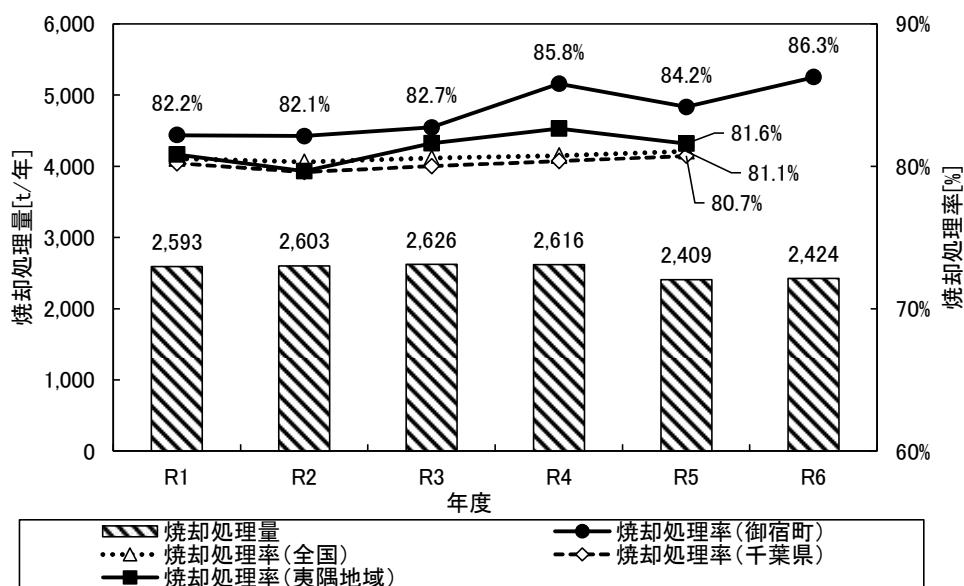
3.2 焼却処理

1) 焼却処理量及び焼却処理率（いすみ市分を除く）

御宿町清掃センターにおける焼却処理量及び焼却処理率（いすみ市分を除く）の実績を図3-8に示します。

本町分の焼却処理量は令和元（2019）年度以降増減を繰り返しており、令和6（2024）年度は2,424tでした。一方で、焼却処理率※は令和元（2019）年度と比較して増加傾向にあり、令和6（2024）年度は86.3%でした。

本町の焼却処理率を全国、千葉県及び夷隅地域の平均値と比較すると、いずれの年度においても本町の焼却処理率が最も高くなっています。



※焼却処理率：焼却処理量 ÷ ごみ排出量

※焼却処理量：燃やせるごみ（家庭系+事業系）+可燃残渣

図 3-8 焼却処理量及び焼却処理率（いすみ市分を除く）

2) 焼却ごみの排出源割合

令和6（2024）年度の御宿町清掃センターにおける焼却ごみの排出源割合を図3-9に示します。令和6（2024）年度では、焼却処理量6,501tに対して、いすみ市（旧大原町地域）の燃やせるごみを4,077t焼却しました。これは、御宿町清掃センターにおける焼却処理量の約6割を占めています。

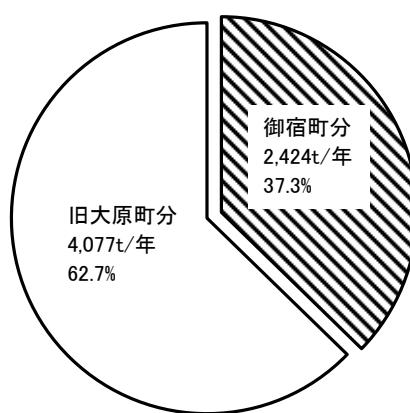


図 3-9 御宿町清掃センターにおける焼却ごみの排出源割合（令和6（2024）年度実績）

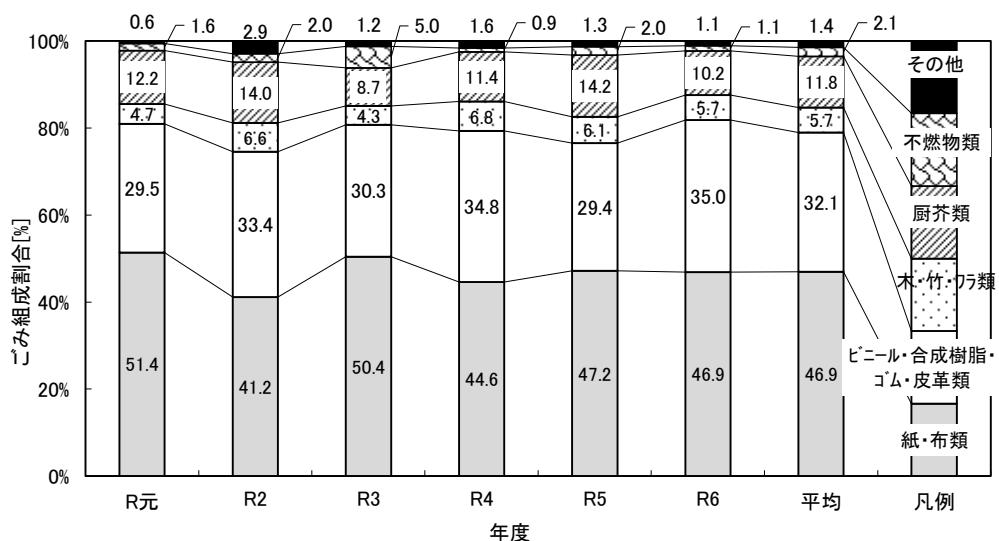
3) 焼却ごみのごみ質分析結果

御宿町清掃センターで焼却されるごみのごみ質分析結果を図 3-10、焼却ごみの三成分の実績を図 3-11、焼却ごみの低位発熱量の実績を図 3-12 に示します。

ごみ種類組成は、いずれの年度も紙・布類の割合が最も高くなっています。これより、焼却ごみ中には、紙・布類やプラスチック類など、資源化が可能なものが多く含まれていると考えられます。

三成分では、各割合に大きな経年変化は見られず、過去 6 年間の平均で、水分が 41.7%、可燃分が 52.2%、灰分が 6.1% となっています。

低位発熱量の平均値は、実測値で 10,898kJ/kg、計算値で 8,778kJ/kg となっています。



※各年度のごみ組成割合は、年 4 回実施される分析結果の平均値。

図 3-10 焼却ごみのごみ種類組成（乾ベース）の実績

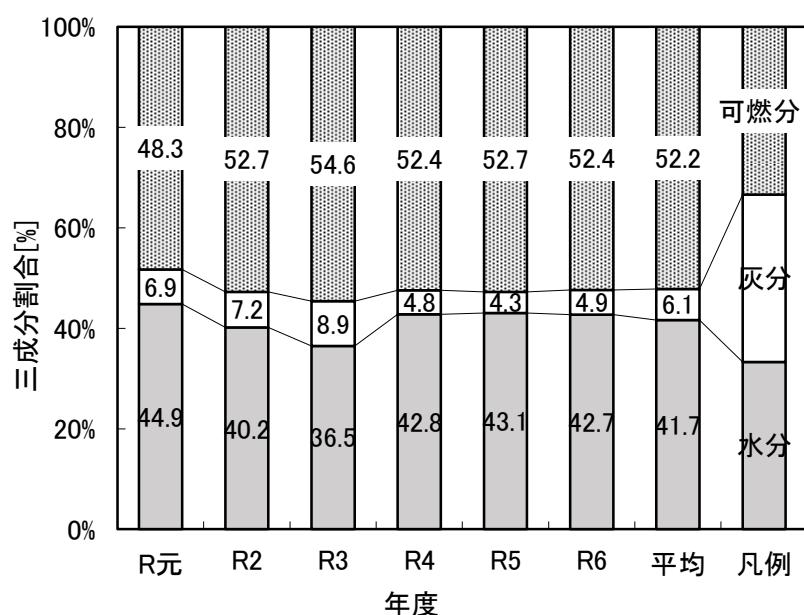
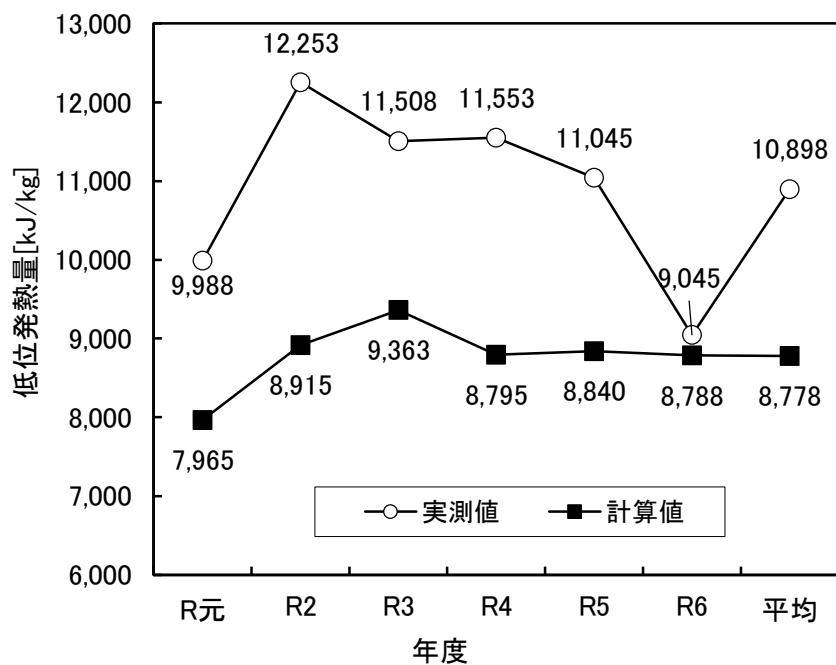


図 3-11 焼却ごみの三成分の実績



※低位発熱量：高位発熱量（ごみを燃やしたときに発生する全ての熱量。水蒸気が水に戻る際に放出する潜熱も含む、理論上の最大値。）から潜熱を差し引いた熱量。発熱量の値は水分、灰分等の値から計算で求める計算値と、実際にごみのサンプルの発熱量を測定する実測値がある。水分が多いごみを多く含んだ場合、水分を飛ばすために多くの熱を使用するため低位発熱量は小さくなり、プラスチック類を多く含んだ場合、プラスチック類は燃えやすいため低位発熱量が大きくなる。

※kJ/kg : 1kgあたりのごみが保有する熱量(低位発熱量)を示す単位。熱量の単位は計量法でジュール(J)と定められている。従来熱量の単位として使用されていたカロリー(cal)は1cal=4.184Jと換算される。

図 3-12 焼却ごみの低位発熱量の実績

3.3 排出抑制・資源化

1) 生ごみの肥料化

本町では、生ごみの減量化及び生ごみの肥料化による土地土壤の活性化を促進するため、本町に住民登録をしている人を対象に、コンポスト及び生ごみ処理機の購入補助を行っています。コンポスト容器は平成7（1995）年度に、生ごみ処理機は平成13（2001）年度に補助を開始しました。

本町におけるコンポスト及び生ごみ処理機の購入補助制度の内容を表3-4に示します。

表3-4 コンポスト及び生ごみ処理機の購入補助制度の内容

容器		補助率等	備考
コンポスト		容器購入1個当たりの代金の1/2以内 (3,000円まで)	一世帯当たり2個まで
		容器作製に係る経費の1/2以内 (3,000円まで)	一世帯当たり2個まで
生ごみ処理機		生ごみ処理機購入代金の1/2以内 (30,000円まで)	一世帯当たり1基

※コンポスト：電気を使わず、器内に入れた生ごみを微生物が分解し、堆肥に変える容器。

※生ごみ処理機：電気によって、微生物に適した環境を機内に作り、微生物が生ごみを堆肥に変える機械。

コンポスト及び生ごみ処理機の購入補助の実績を図3-13に示します。

令和元（2019）年度から令和6（2024）年度までの6年間で、生ごみ処理機12基、コンポスト容器21基、手作りコンポスト2基、合計35基の補助を行っており、補助基数は増加傾向にあります。

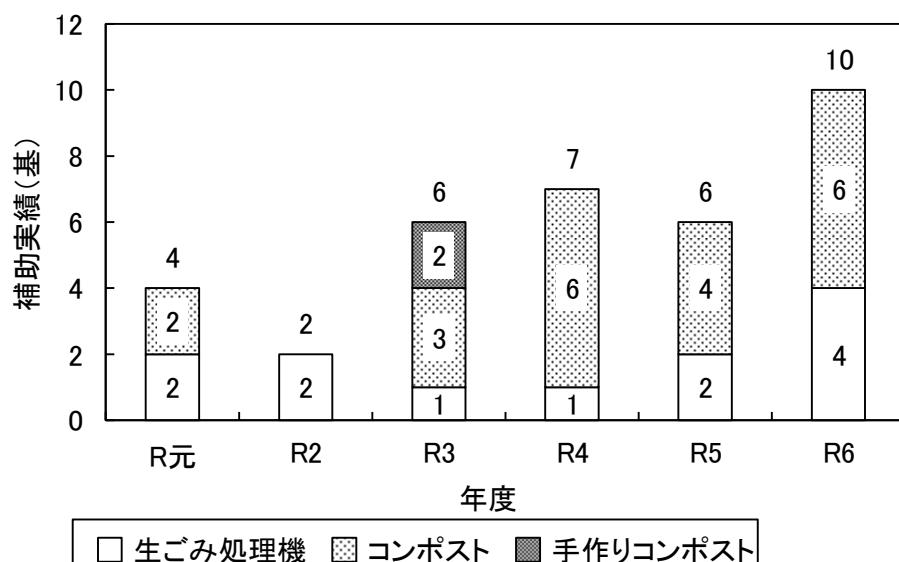


図3-13 コンポスト及び生ごみ処理機の購入補助の実績

2) 資源化量及びリサイクル率

資源化量の実績を図 3-14、リサイクル率の実績を図 3-15 に示します。

資源化量及びリサイクル率は、令和 4 (2022) 年度以降減少傾向にあり、令和 6 (2024) 年度の資源化量は 765t、リサイクル率は 27.2% となっています。これは、令和 4 (2022) 年度から集団回収に対する補助を終了し集団回収量を算入していないことが原因の 1 つとして考えられます。

一方で、本町のリサイクル率を全国、千葉県及び夷隅地域の平均値と比較すると、いずれの年度も本町が最も高くなっています。

なお、本町の資源化方法としては、直接民間資源化業者に引き渡される「直接資源化」のほか、焼却灰を溶融処理して溶融スラグ・溶融メタル等にする資源化があります。

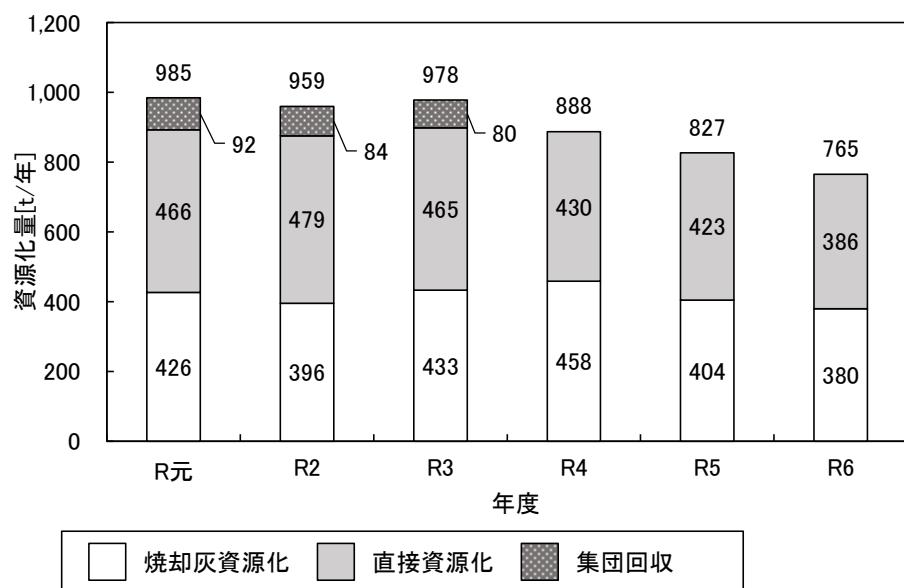
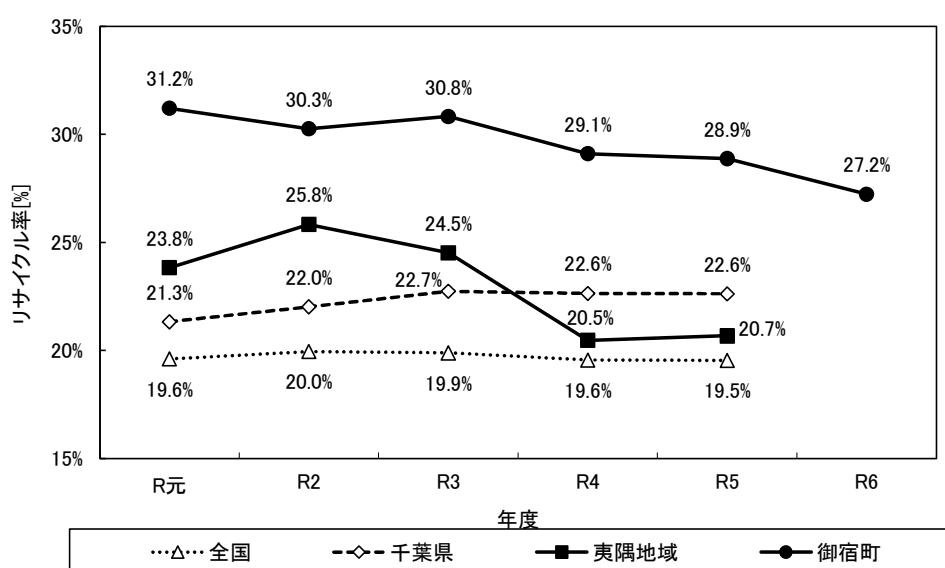


図 3-14 資源化量の実績



[全国、千葉県、夷隅地域の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

図 3-15 リサイクル率の実績

4. 最終処分

最終処分量及び最終処分率の実績を図 3-16 に示します。

最終処分量及び最終処分率は、令和 2(2020)年度と比較して増加傾向にあり、令和 6(2024)年度の最終処分量は 4t、最終処分率は 0.14% となっています。

一方で、本町の最終処分率を全国、千葉県及び夷隅地域の平均値と比較すると、いずれの年度も本町が最も低くなっています。

なお、本町では、電球、乾電池、粗大ごみ等の不燃残渣を最終処分しており、御宿町清掃センターにおける保管量が引渡し可能量まで達し次第、民間事業者に最終処分を委託しています。

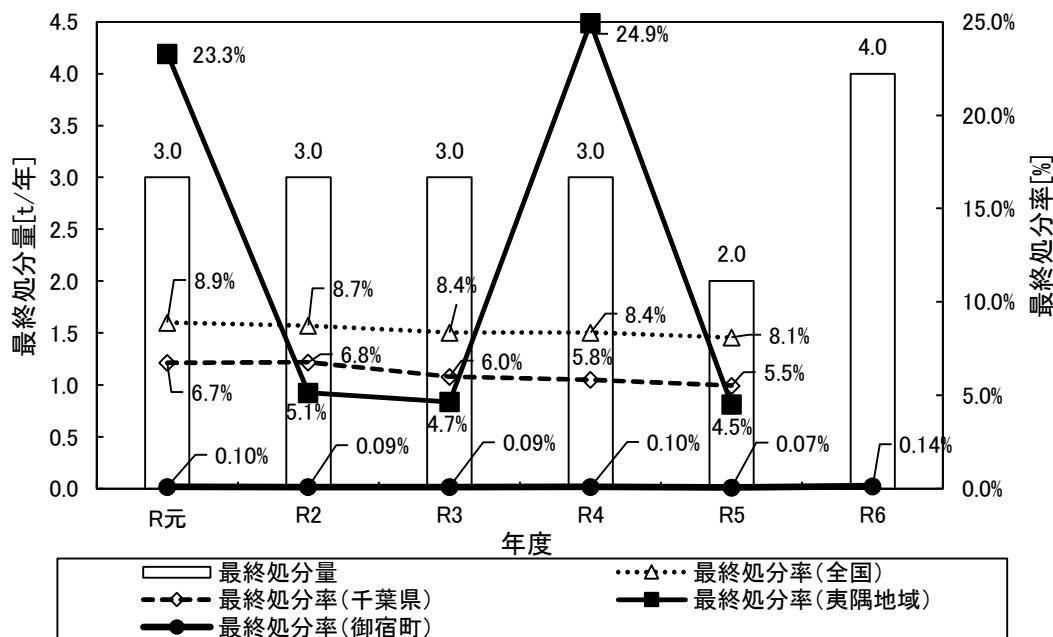


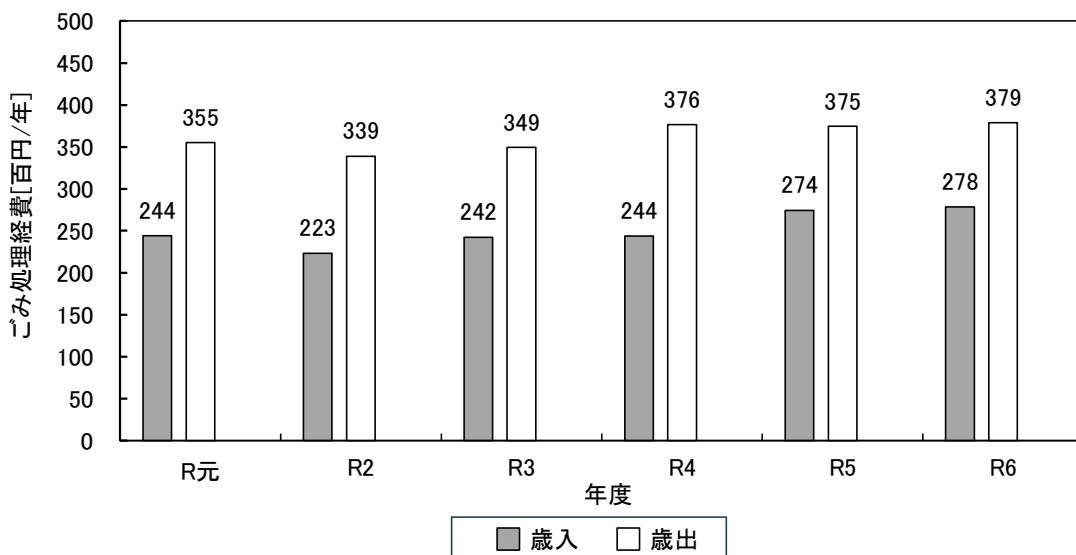
図 3-16 最終処分量及び最終処分率の実績

5. ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移を図 3-17、1人当たりのごみ処理経費を図 3-18 に示します。

本町のごみ処理経費は、いすみ市からの処理委託にかかる歳入の影響が大きくなっています。

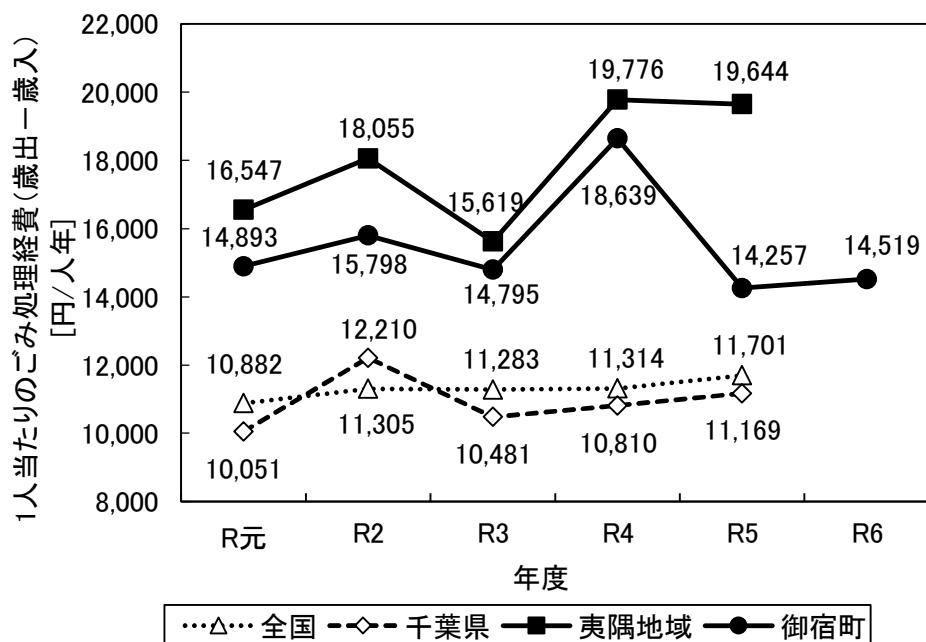
本町の1人当たりのごみ処理経費を、全国、千葉県及び夷隅地域の平均値と比較すると、いずれの年度も全国及び千葉県の平均値より高く、夷隅地域の平均値より低くなっています。



※ 歳出=人件費+収集運搬費+中間処理費+委託費

※ 歳入=ごみ収集手数料+ごみ持込手数料+収集運搬業許可手数料+ごみ処理負担金+ごみ袋売払い代金+有価物売払い代金

図 3-17 ごみ処理経費（歳入・歳出）の実績



※ $(\text{歳出}-\text{歳入}) \div \text{総人口} = (\text{計画収集人口} + \text{自家処理人口})$

[全国、千葉県、夷隅地域の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

図 3-18 1人当たりのごみ処理経費（歳出-歳入）の実績

6. 温室効果ガス排出量

ごみ処理に伴う二酸化炭素排出量の実績を図 3-19 に示します。

ごみ処理に伴う二酸化炭素排出量は、令和元（2019）年度から令和4（2022）年度は概ね横ばいででしたが、令和5（2023）年度以降は約 600t 程度減少し、6,987 t になっています。

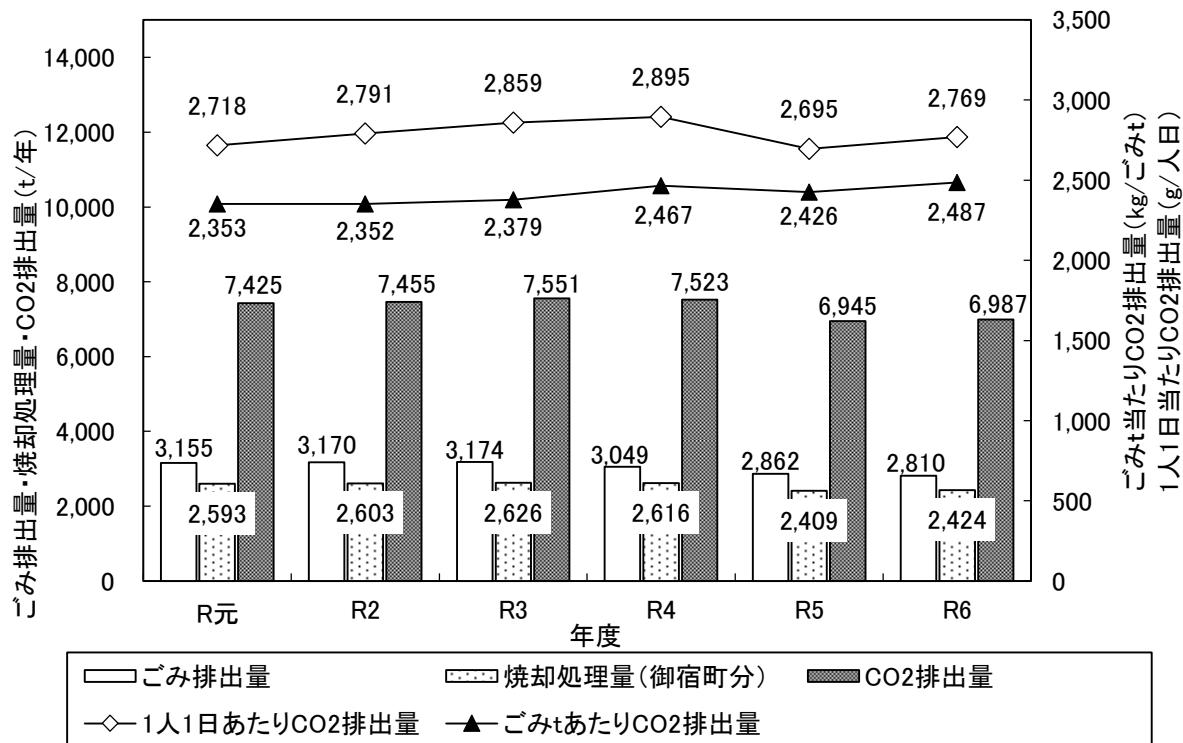


図 3-19 ごみ処理に伴う二酸化炭素排出量の実績（燃料・電力及びごみ由来）

7. 前計画の評価

7.1 数値目標の評価

前計画の目標値とその達成状況を表 3-5 に示します。

令和 6 (2024) 年度の実績と前計画の計画目標値を比較すると、1 人 1 日当たりの排出量、リサイクル率ともに計画目標値を達成しています。

表 3-5 前計画の目標値とその達成状況

指標	年度 単位	令和 6 年度実績	前計画の計画目標 (令和 7 年度)	
			目標値	達成状況
1 人 1 日当たりの排出量	g/人・日	1,113	1,250	○
リサイクル率	%	27.2	24 以上	○

※○：達成、×：未達成

7.2 上位計画の目標の評価

「第 1 章 2.2 上位計画」で整理した上位計画の数値目標について、令和 6 (2024) 年度の本町の実績と比較し、その達成状況を確認しました。

上位計画の目標値と本町の達成状況を表 3-6 に示します。

上位計画と比較すると、廃棄物処理基本方針の出口側の循環利用率（リサイクル率）の目標値を除いて、全ての目標値を達成していません。

指標別に比較すると、ごみ排出量及び最終処分量に係る指標において各種目標値より多い傾向にあります。特に、1 人 1 日当たりのごみ焼却量は、上位計画の目標値に対して、本町の令和 6 (2024) 年度実績は約 1.8 倍、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は約 1.6～1.8 倍となっています。

表 3-6 上位計画の目標値と本町の達成状況

関連計画	目標年度	指標	数値目標	令和6年度実績	達成状況※1
第五次循環型社会形成推進基本計画	令和12年度(2030年度)	1人1日当たりのごみ焼却量	約580g	960g	×
廃棄物処理基本方針	令和12年度(2030年度)	一般廃棄物排出量	令和4年度比で9%削減	令和4年度比で7.9%削減	×
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)	約478g	734g	×
		出口側の循環利用率(リサイクル率)	約26%	27.2%	○
		1人1日当たりのごみ焼却量	約580g	960g	×
		最終処分量	令和4年度比で5%削減	令和4年度比で33%増加	×
廃棄物処理施設整備計画	令和9年度(2027年度)	出口側の循環利用率(リサイクル率)	28%	27.2%	×
プラスチック資源循環戦略※2	令和12年度(2030年度)	ワンウェイプラスチック	累積25%排出抑制	-	-
		容器包装プラスチック	6割をリユース・リサイクル	-	-
	令和17年度(2035年度)	使用済プラスチック	100%リユース・リサイクル等により有効活用	-	-
食品ロス削減推進法基本方針※2	令和12年度(2030年度)	家庭系食品ロス	平成12年度比で50%削減	-	-
		事業系食品ロス	平成12年度比で60%削減	-	-
第三次千葉県環境基本計画	令和10年度(2028年度)	一般廃棄物の排出量	181万t以下	-	-
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ、集団回収を除く)	440g以下	734g	×
		一般廃棄物の再生利用率	30%以上	27.2%	×
		一般廃棄物の最終処分量	12万t以下	-	-
第10次千葉県廃棄物処理計画	令和7年度(2025年度)	ごみ総排出量	183万t以下	-	-
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ、集団回収を除く)	440g以下	734g	×
		出口側の循環利用率	30%以上	27.2%	×
		最終処分量	12万t以下	-	-

※1 ○：達成、×：未達成

※2 御宿町清掃センターに搬入されるごみのうち、種類別のプラスチック搬入量及び食品ロス量は不明であるため、検証しない

※3 数値目標は、千葉県全体における目標値

7.3 施策の評価

前計画で掲げた施策の実施状況及び評価結果を表 3-7 に示します。

前計画では、「ごみの減量・資源の循環利用の促進」及び「適正ごみ処理システムの構築」を軸として、7つの施策を掲げて、各施策に取り組んできました。

施策の大半は、継続的に実施することができていた一方で、集団回収の拡充や新たな最終処分場の確保に向けた広域処理の検討は十分に実施できませんでした。

表 3-7 前計画で掲げた施策の評価結果

施策項目		具体的取り組み内容	実施状況	評価
基本方針1:ごみの減量・資源の循環利用の促進				
1 排出抑制、資源化のための方策	住民や事業者の行うごみ減量・リサイクル等の環境活動に対し、必要な制度を整備する等の支援の実施	・個人や団体でボランティアを実施する人を対象に専用ごみ袋を無料配布。	A	A
	家庭系ごみのごみ処理料金の見直し	・平成24年10月より燃やせるごみ、資源ごみ、不燃ごみの指定ごみ袋制導入済み。	A	A
	事業系ごみのごみ処理料金の見直し	・ごみが一時的に多量発生(日量10kg以上が目安)した場合、清掃センターへ搬入することとし、手数料1kg当たり3円(指定ごみ袋に入れて持ち込んだ場合、資源ごみを分別して持ち込んだ場合は持込手数料は無料)。	A	A
	容器包装廃棄物の抑制	・清掃センターへ持ち込む、または収集運搬業許可業者に委託して搬入することとし、手数料1kg当たり6円。	A	A
	生ごみ肥料化	・過剰包装の抑制や買い物袋の持参の徹底について、広報誌に記載して啓発。	A	A
	再生品使用の徹底	・コンポスト及び生ごみ処理機の購入費用補助を継続して実施。	A	A
	集団回収の拡充	・公共施設における廃食油リサイクルせっけんの設置。 ・再利用品情報コーナーの設置及びホームページ上にて啓発。 ・令和3年以降、集団回収に対する補助事業を終了。	C	
2 環境教育・啓発の拡充	小中学校における環境教育 ごみカレンダー、広報誌等におけるごみ発生抑制や資源化に関する情報発信	・コンポスト(キエーロ)作製体験講習会を開催。 ・ホームページにおいて、家庭でできるごみの減量化・資源化策や3Rについて啓発。	A	A
3 ごみの排出方法の見直し	分別区分の見直し リサイクルステーションのあり方の検討	・夷隅地域(勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町)での広域ごみ処理施設の整備を中止したため、見直しは未実施。 ・あり方検討を行った結果、排出マナーが悪いため、リサイクルステーションを廃止した。	-	A
基本方針2:適正ごみ処理システムの構築				
4 収集・運搬計画	ごみ排出場所の見直し	・ごみ排出場所として、リサイクルステーションを廃止した。	A	
	収集・運搬ルートの見直し	・令和6年度に家庭系廃食油の回収事業の試験運用を実施した。1回の回収量が少なく引取可能量まで回収するまでに時間を要し、油の酸化が進む等の課題が明らかになった。	A	A
5 中間処理計画	適正処理の継続	・老朽化のため、不燃物類処理設備の破碎機及びペットボトル破碎機を廃止。	A	
	広域ごみ処理施設整備	・焼却施設は引き続き維持管理を行なながら使用中。メンテナンス期間については民間処理施設で適正処理を実施。 ・地元の理解が得られないことや事業費の増加によって、令和2年1月に広域ごみ処理事業が中止。	-	
6 最終処分計画	資源化を推進し、最終処分量の低減を図る 新たな最終処分場の確保に向け、広域組合及び構成市町とともに検討	・民間事業者と協力し、資源化の徹底を図り、資源化できない残渣については最終処分により適正処分を行ったが、最終処分量は増加。	B	
	埋立の完了した御宿町塵芥処理場は適正閉鎖に向けた維持管理を継続	・最終処分場の確保に関する検討は、2市2町での広域化中止のため未実施。 ・水質等を検査し、維持管理を継続。	C	A
7 その他	町内美化の推進	・海岸清掃や海岸クリーンキャンペーンを通じ、住民個々の海浜環境への美化意識向上に向けた啓発を推進し、ビーチクリーナーの活用や海岸清掃ボランティア等との協働によりプラスチック製品等の海岸ごみ回収を実施。	A	
	不法投棄対策	・ホームページで町内における不法投棄の現状や不法投棄による生活環境への影響、土地提供に関する注意喚起等について啓発。 ・千葉県夷隅地域振興事務所、いすみ警察署と連携を図りながら不法投棄撲滅に向け、夜間パトロールや常習場所への集中パトロールを実施。	A	
	医療系廃棄物(感染性廃棄物)対策	・薬局や病院等の医療機関に持ち込むよう周知。 ・問い合わせがあった際は、適正に処理されるよう質問に回答。	A	
	災害廃棄物処理対策	・令和3年3月に災害廃棄物処理計画を策定。 ・平成9年、平成14年に広域処理協定を締結。	A	A

8. ごみ処理の課題

8.1 排出抑制における課題

ごみ排出量及び1人1日当たりの排出量は、概ね減少傾向にあります。一方で、全国、千葉県及び夷隅地域と比較すると、令和2(2020)年度以降の全ての年度においてそれぞれの平均値を上回っています。これは、本町は海水浴を始めとした観光業が盛んであり、飲食店や民宿等から排出されるごみの割合が多いこと等が要因として考えられます。このような地域特性を考慮しつつ、最終処分量や温室効果ガス排出量の削減のため、引き続きごみ排出量の低減を図る必要があります。

8.2 資源化における課題

本町のリサイクル率は、全国、千葉県及び夷隅地域の平均値と比較すると高い値となっていますが、令和3(2021)年度以降は減少傾向にあります。また、資源化量の大半が焼却灰の溶融処理によるものであり、焼却ごみのごみ質分析結果では、焼却ごみのうち紙・布類が全体の46.9%を占めることから、資源化が可能な紙・布類が燃やせるごみとして排出されている可能性があります。そのため、資源ごみの分別排出の徹底を呼びかけていくこと等で、資源化量及びリサイクル率の向上を図っていく必要があります。

8.3 収集・運搬における課題

本町は、美化ステーションを活用し、分別排出及びリサイクルの促進を図っていますが、収集を行っていない品目や収集日程に合わない品目が美化ステーションに排出される等の事例が発生しています。このことから、住民に美化ステーションの利用マナーを守るよう呼びかけを行うほか、管理・活用方法についても検討していく必要があります。

8.4 中間処理における課題

本町から排出されるごみの多くは焼却処理されており、焼却されるごみの割合を示す焼却処理率は、全国、千葉県及び夷隅地域の平均値と比較して高くなっています。ごみ排出量を低減するとともに、焼却されるごみの割合も減らしていく必要があります。

また、本町の中間処理を行っている御宿町清掃センターは、稼動から41年が経過しており、老朽化による処理能力の低下、設備の故障等が発生しています。したがって、施設の更新や延命化について対策を行っていくと同時に、周辺自治体等とのごみ処理の広域化による施設整備等の検討の必要性が高まっています。

8.5 最終処分における課題

本町は最終処分場を閉鎖しており、民間事業者に委託し埋立処分を行っています。

現在、本町の資源ごみ及び焼却残渣の多くは、売却または資源化委託しており、乾電池や電球等の選別後のわずかな不燃残渣を最終処分しています。今後も最終処分の委託先を安定して確保していくとともに、さらなる最終処分量の削減に向けて、ごみの排出抑制や資源化を推進していく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念と基本方針

1.1 基本理念

本町は千葉県の房総半島の中央部東端に位置しており、町の南東は太平洋に面しています。海岸沿いでは海水浴のほか一年をとおしサーフィンをはじめとするビーチスポーツで賑わい、町内の2つの漁港では季節の水産物が水揚げされます。

本町では、前計画における「御宿から始めるごみを生かした低炭素社会」に基づき、ごみ袋の有料化、継続的な啓発活動や環境教育の実施等、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んできました。しかし、本町のごみ排出量は全国、千葉県、夷隅地域の平均を上回っている状況にあります。

昨今は、地球温暖化、資源の枯渇、海洋プラスチックごみ問題等が地球規模で深刻化しており、従来の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を深化させたサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が課題となっています。こうした背景から、令和6（2024）年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」においても循環経済への転換が掲げられており、これには「循環型社会」の構築が必要不可欠です。

このような現状を踏まえ、本計画における基本理念を以下のように定め、持続可能な循環型社会の実現と美しい海岸環境の保全に貢献するため、ごみ問題に取り組んでいきます。

御宿から始める資源がめぐる循環型社会
～未来につなげよう豊かな海の恵みと持続可能な安心な暮らし～

1.2 基本方針

基本理念に基づき、本町の基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針1：ごみの減量化・資源の循環利用の促進

循環型社会の実現に向け、町民や事業者のごみ問題に関する理解を深めるとともに、ごみの発生抑制・資源化を促進・支援するための取組みを行っていきます。

基本方針2：適正なごみ処理システムの構築

広域化の構成市町と連携して、新たなごみ処理体制を構築し、ごみの適正処理や温室効果ガスの低減等の地球環境に配慮したごみ処理システムを構築していきます。

1.3 施策体系

施策体系図を図 4-1 に示します。

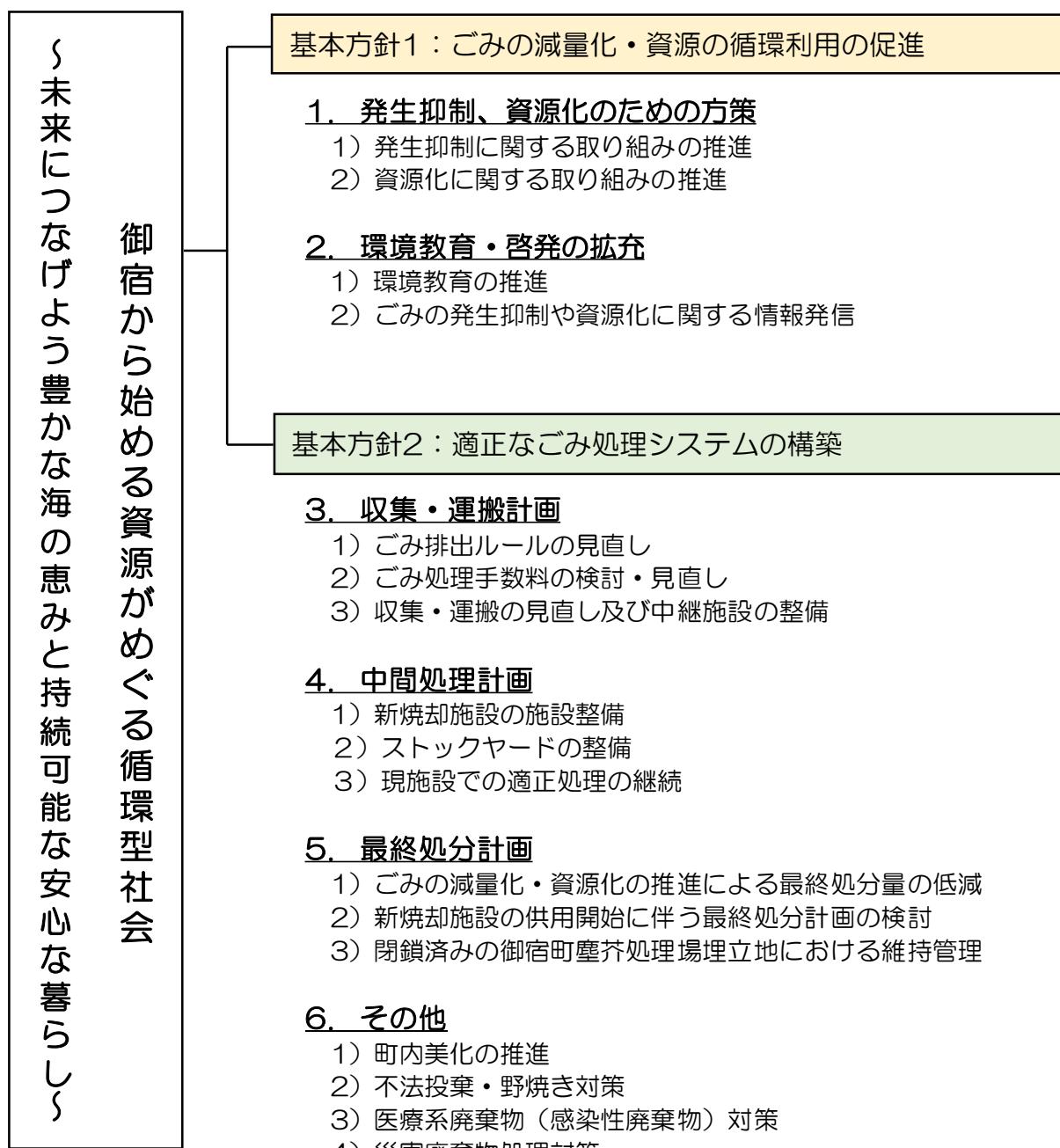


図 4-1 施策体系図

2. 数値目標

本計画では、上位計画及び前計画の目標値の達成状況を踏まえた上で、基本理念及び基本方針に基づき施策を実施することで、中間目標年度（令和 12（2030）年度）及び計画目標年度（令和 22（2040）年度）に以下の目標を達成することを目指します。

表 4-1 ごみの減量化・資源化に係る目標

項目	現状	目標	
	令和 6 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	907g	912g	862g
事業系ごみ排出量	522t	515t	496t
リサイクル率	27.2%	28.8%	29.6%
1人1日当たりの焼却処理量	960g	974g	944g

2.1 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

施策を実施した場合の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移を図4-2に示します。

令和6（2024）年度実績では、前計画の計画目標（令和7（2025）年）1,250 g/人・日を達成しましたが、上位計画の目標値はいずれも達成していません。上位計画における目標値と本町の実績が乖離している理由としては、本町に別荘を持つ人や観光客等の住民ではない人に由来するごみが多いことが考えられ、その点を考慮した目標とする必要があります。

本計画では、計画目標年度（令和22（2040）年度）に**1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を862g/人・日（令和6（2024）年度実績比で5%削減）**とすることを目標とします。

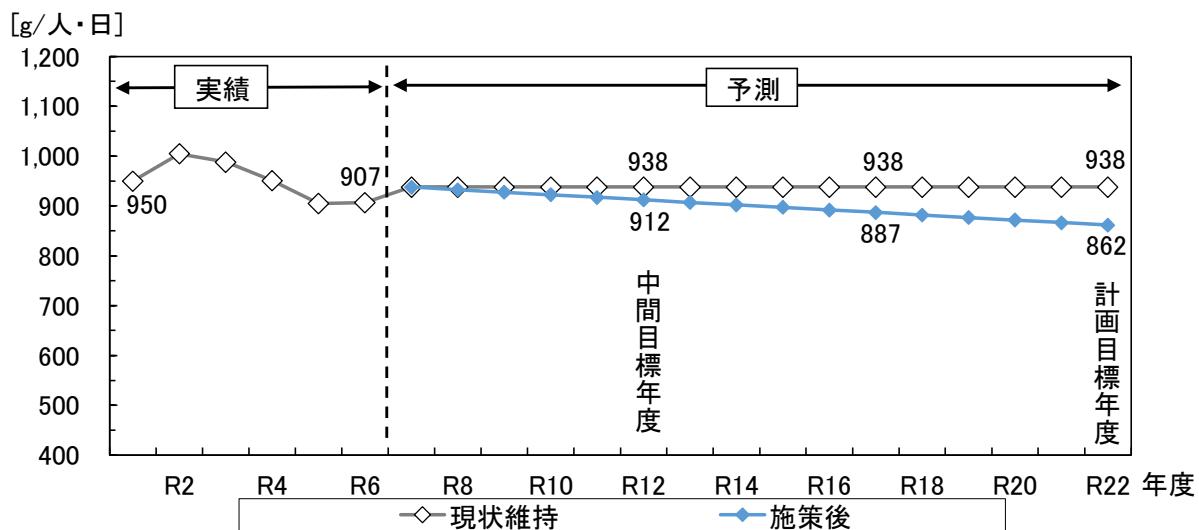


図 4-2 施策を実施した場合の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

2.2 事業系ごみ排出量

施策を実施した場合の事業系ごみ排出量の推移を図 4-3 に示します。

事業系ごみ排出量は、令和 2(2020) 年度は一時的に減少しましたが、その後は令和 4(2022) 年度まで増加し、令和 5(2023) 年度以降は減少に転じました。

本計画では、計画目標年度（令和 22(2040) 年度）に事業系ごみ排出量を 496t/年（令和 6(2024) 年度実績比で 5%削減）とすることを目標とします。

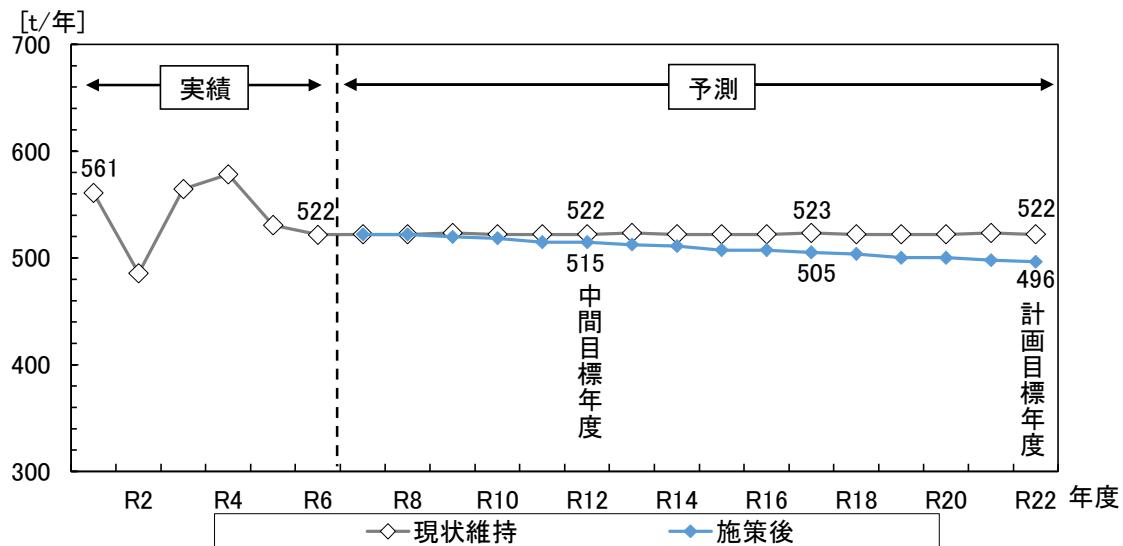


図 4-3 施策を実施した場合の事業系ごみ排出量の推移

2.3 リサイクル率

施策を実施した場合のリサイクル率の推移を図 4-4 に示します。

令和 6(2024) 年度実績では、前計画の計画目標（令和 7(2025) 年）24%及び廃棄物処理基本方針の目標値 26%は達成しましたが、その他の上位計画の目標値は達成していません。

本計画では、計画目標年度（令和 22(2040) 年度）にリサイクル率を 29.6%（令和 6(2024) 年度実績比で 1.1%増加）とすることを目標とします。

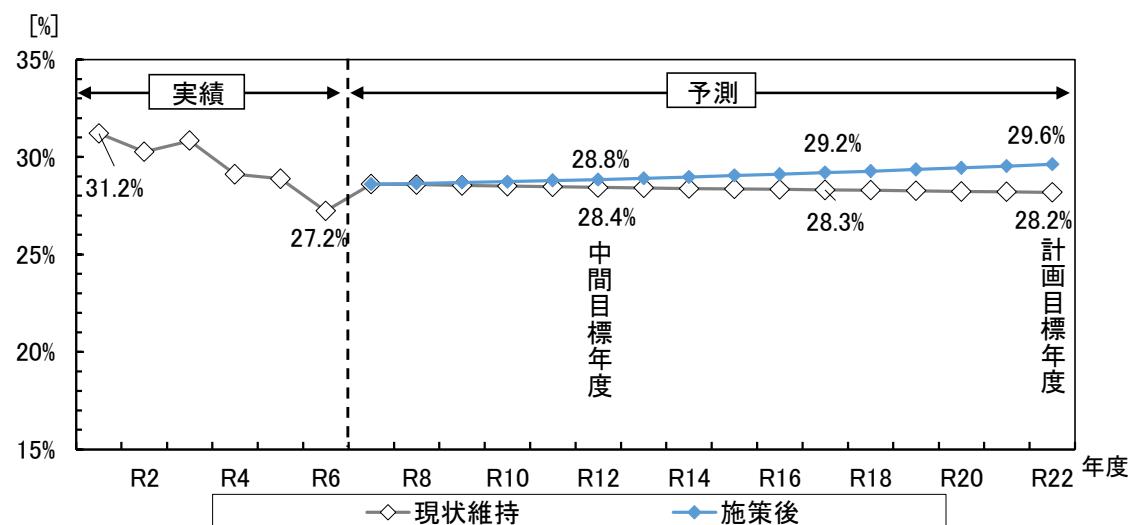


図 4-4 施策を実施した場合のリサイクル率の推移

2.4 1人1日当たりの焼却処理量

施策を実施した場合の1人1日当たりの焼却処理量の推移を図4-5に示します。

令和6（2024）年度実績では、上位計画に対しても目標値を達成していません。上位計画における目標値と本町の実績が大きく乖離している理由として、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量と同様に本町に別荘を持つ人や観光客等の住民ではない人に由来するごみが多いことが考えられます。

本計画では、計画目標年度（令和22（2040）年度）に1人1日当たりの焼却処理量を944g/人・日（令和6（2024）年度実績比で1.7%削減）とすることを目標とします。

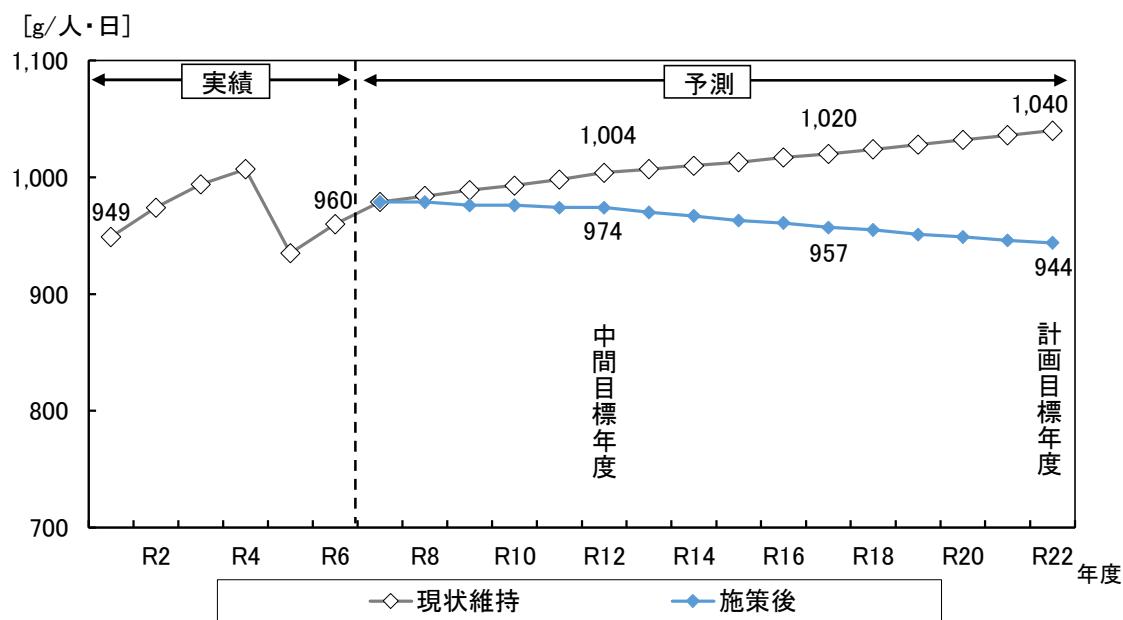


図4-5 施策を実施した場合の1人1日当たりの焼却処理量の推移

3. 本計画で推進する施策

基本理念や基本方針に基づき、町民・事業者・町が協働して次の取り組みを行っていくものとします。

基本方針1：ごみの減量・資源の循環利用の促進

1) 発生抑制、資源化の方策

(1) 発生抑制に関する取り組みの推進

①食品ロス削減

- ・てまえどり（購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動）や適正量の購入、野菜等の調理時の過剰除去や食べ残しをしない等、町民が実践できそうな食品ロス削減策を周知します。
- ・飲食店に対しては、食料品の過剰な仕入れ・作りすぎの抑制、食べきれる量の選択や持ち帰り容器の利用等、食品廃棄物の抑制を呼びかけます。

②プラスチック類削減

- ・過剰包装は断る、ばら売り商品を選ぶ、買い物にはマイバックを持参する、使い捨て商品はできるだけ避ける等、プラスチック類等の発生抑制のための啓発を行います。

③その他発生抑制の取り組み

- ・古くなったものの修理や民間の再利用に係る仕組み（フリマーケットアプリ、リサイクルショップ）の活用等、ごみの発生抑制策を周知します。
- ・生ごみの水切りや分別排出の徹底等の呼びかけを継続して実施します。

(2) 資源化に関する取り組みの推進

①3R活動の推進

- ・商品の購入にあたっては、グリーン購入^{※1}を実施する、廃棄せず修理して使用する、中古品・レンタルを活用する、不用品は必要な人が使用できる仕組みを活用する、やむを得ず廃棄する場合は分別排出を徹底する等の3R活動^{※2}を推進します。
- ・3R活動の実践する方策を町民に周知していきます。
- ・事業活動における循環資源の利用やエネルギーの効率化など、事業活動に伴う環境負荷の低減を呼びかけていきます。

②生ごみの資源化

- ・生ごみの資源化の推進に向け、コンポスト及び生ごみ処理機の利用の呼びかけを行うとともに、引き続き購入費用補助制度を実施していきます。
- ・定期的に手作りコンポスト講習等の生ごみの資源化に係る体験型事業を実施していきます。

③新たな仕組みづくり

- ・粉碎機の貸し出しによる枝葉のウッドチップ化を令和8年4月から実施します。
- ・廃食用油回収事業等、資源の有効利用のための新たな仕組みづくりを検討します。

④公共施設における率先した取り組み

- ・リサイクル原料を使用している、製造時温室効果ガス発生量の少ない等の環境配慮型製品を選択します。
- ・公共施設においては引き続き廃食用油リサイクルせっけんを使用します。
- ・民間の再利用に係る仕組みの活用を検討していきます。
- ・小売店に対し、リターナブル容器・リサイクル原料を使用した製品の利用拡大を呼びかけるほか、店頭における資源回収への協力を促進していきます。

※1：グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

※2：3R活動：Reduce（リデュース・ごみを減らす）、Reuse（リユース・繰り返し使う）、Recycle（リサイクル・資源として再生利用する）の頭文字を取ったもので、ごみを減らし資源を有効活用することで、持続可能な循環型社会を目指す取り組み。これらは、Reduce→ Reuse→ Recycleの順に取り組むことが重要。

2) 環境教育・啓発の拡充

(1) 環境教育の推進

- ・手作りコンポストの作製体験会や小学校における御宿町清掃センターの見学等の環境教育を引き続き推進していきます。
- ・ボランティアを実施する人を対象に引き続き、専用ごみ袋を無料配布します。
- ・住民や事業者が行うリサイクル等の環境活動に対し、必要な制度を検討し、整備する等の支援を実施します。

(2) ごみの発生抑制や資源化に関する情報発信

- ・ごみカレンダーや広報紙にごみに関する情報を掲載し、ごみ減量化やリサイクルへの協力を要請していきます。
- ・町ホームページ、SNS、広報紙等でごみに関するデータ（ごみ排出量、ごみ処理状況等）を「見える化」するとともに、ごみの減量化・資源化への取り組み方法や環境負荷低減につながる行動を促す情報等の発信に努めます。

基本方針 2：適正ごみ処理システムの構築

3) 収集・運搬計画

(1) ごみ排出ルールの見直し

- ・必要に応じて排出場所、排出日、排出容器等の見直しを行い、住民が適切に排出できる体制を整備します。
- ・美化ステーションの排出ルールや分別区分の周知徹底に努めます。
- ・充電式電池の無料回収を引き続き実施するとともに、リチウムイオン電池、スプレー缶等の危険物等、火災等の危険性があるごみの排出方法の周知に努めます。
- ・飲食店やオフィス等に対しては、一般廃棄物となる事業系ごみの分別区分について、定期的に従業員へ周知や教育を行うよう呼びかけていきます。

(2) ごみ処理手数料の検討・見直し

- ・ごみ処理手数料については、周辺自治体の動向や実際の処理費用を考慮した手数料にするよう検討していきます。

(3) 収集・運搬の見直し及び中継施設の整備

- ・市原市と夷隅郡市2市2町（いすみ市、勝浦市、大多喜町、本町）は、市原市に新たに整備するごみ焼却施設（以下、「新焼却施設」という。）で可燃ごみの広域化処理を行うこととしており、新焼却施設の稼働開始までは現在の収集・運搬体制を維持します。
- ・新焼却施設は市原市に建設予定であり、焼却施設までの運搬ルートが現在より長くなることから、勝浦市、大多喜町及び本町の1市2町で連携して、現在の大多喜町環境センターの跡地に中継施設（以下、「広域中継施設」という。）を整備することを検討しており、広域中継施設の建設・運搬ルート等について、環境面・経済面ともに効率的な収集・運搬方法を検討し、実施していきます。

4) 中間処理計画

(1) 新焼却施設の整備

- ・新焼却施設の整備にあたっては、4市町（市原市、いすみ市、勝浦市、大多喜町）と連携、協力していきます。

(2) ストックヤードの整備

- ・可燃ごみ以外のごみについて、資源化委託業者等へ効率的に搬出するため、市原市の新焼却施設稼働後は現在の御宿町清掃センターを解体し、その跡地に「御宿町新ストックヤード」の整備するための計画を進めていきます。

(3) 現施設での適正処理の継続

- ・御宿町清掃センターは老朽化が進行していることから、新焼却施設の供用開始まで適正な処理が継続できるよう、必要な維持管理・補修を行い、処理能力の維持に努めます。
- ・資源物の処理・資源化を委託している事業者において適正な処理、資源化が行われているかを確認していきます。

5) 最終処分計画

(1) ごみの減量化・資源化の推進による最終処分量の低減

- ・現在、本町では埋立処分を行っている最終処分場はないため、ごみの減量化、資源化を推進し、最終処分量の低減を図ります。
- ・それでも最終処分が必要なものについては、民間の最終処分場を委託し、適正な処分を行います。

(2) 新焼却施設の供用開始に伴う最終処分計画の検討

- ・新焼却施設での処理開始に当たり、焼却残渣の処理方針（現状どおり資源化を行うか、新焼却施設にて溶融処理を行うか等）を4市町（市原市、いすみ市、勝浦市、大多喜町）と連携して、検討していきます。
- ・最終処分先を引き続き確保できるよう民間事業者と調整していきます。

(3) 閉鎖済みの御宿町塵芥処理場埋立地における維持管理

- ・埋立が完了した御宿町塵芥処理場埋立地については、周辺環境への影響がないか監視・管理を続けます。
- ・ホームページ等で施設の維持管理状況や環境モニタリング結果を公表します。

6) その他

(1) 町内美化の推進

- ・ボランティアや住民による町内一斉清掃、観光客へのごみ持ち帰りの呼びかけを継続し、適宜必要な支援を行いながら、本町の自然や景観を美しく保ちます。
- ・海岸清掃ボランティア等と協働して海岸ごみ回収を引き続き実施するとともに、海岸クリーンキャンペーン等による啓発を引き続き推進します。

(2) 不法投棄・野焼き対策

- ・不法投棄及び野焼き対策として、引き続きホームページや広報紙等で啓発を行います。
- ・不法投棄を未然に防止するため、関係機関と連携して廃棄物の不法投棄の監視、取締りを強化します。
- ・土地所有者に対しては、定期的な巡回や監視、草刈り等を行う等、不法投棄されにくい環境の維持を呼びかけます。

(3) 医療系廃棄物（感染性廃棄物）対策

- ・感染性廃棄物については、御宿町清掃センターでは受入れが出来ません。そのため、在宅医療で発生する注射器等の感染性廃棄物については、病院や薬局等の医療機関へ返却し、医療機関において適切に処理するよう指導します。
- ・感染性廃棄物について問い合わせがあった場合は、取り扱いや処理方法を伝える等、引き続き適正に対応していきます。
- ・医療系廃棄物の取り扱いや処理方法について、啓発を行います。

(4) 災害廃棄物処理対策

- ・災害発生時に災害廃棄物の適切な処理が実施できるよう、御宿町災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）に基づき、平常時から災害廃棄物対策を実施します。
- ・災害廃棄物の発生に備え、仮置場候補地の検討を行います。
- ・災害廃棄物の処理について、民間事業者との協定締結を検討します。
- ・新焼却施設の供用開始後は、5市町（市原市、いすみ市、勝浦市、大多喜町、本町）で連携して、災害時の処理体制及び支援体制を構築します。

4. 各主体の役割と連携

4.1 町民等の役割

町民等^{*}は、ごみを排出する当事者としての自覚と責任を持ち、自らの行動が地球環境に影響を与えることを認識するとともに、循環型社会を作っていく担い手であることを自覚して行動することが期待されます。ごみの発生抑制に努めた生活を心がけ、資源化可能なものは資源化を行います。また、事業者が行う環境活動や行政の実施する施策に協力する等の取り組みを積極的に行っていきます。

*町民等とは、町内に住所を有する者及び滞在する者をいう。

4.2 事業者の役割

事業者は、排出事業者責任に基づき、自らの責任においてごみを適正に処理・処分する義務を負っていることを自覚します。環境に配慮した事業活動を行い、環境負荷の低減と事業活動に伴い発生したごみの資源循環の推進に努めます。事業活動に伴い排出したごみは、循環的利用・適正処分を行い、環境情報等の公開や行政の実施する施策に協力する等の取り組みを積極的に行っていきます。

4.3 町の役割

町は、町民や事業者がごみ減量や循環型社会を構築するために必要な制度をつくり、本町の状況に適した施策の実施や条例の制定、情報発信を行っていきます。また、御宿町清掃センターは老朽化が進んでいることから、新焼却施設が供用開始されるまでは、引き続き施設の定期的な保守管理を行うことで、安全な処理と適正な維持管理に努めます。

また、新焼却施設の整備、運営に際しては4市町（市原市、いすみ市、勝浦市、大多喜町）と連携していきます。

5. 将来のごみ処理体制

5.1 ゴミ処理体制

新焼却施設稼動後のごみ処理体制を表 4-2 に示します。

表 4-2 新焼却施設稼動後のごみ処理体制

項目	令和 13 年度まで	令和 14 年度以降 (新焼却施設稼働後)
収集・運搬	直営・委託・自己搬入・許可業者	直営・委託・自己搬入・許可業者
中間処理	御宿町清掃センター	新焼却施設（焼却） 新ストックヤード（保管）
最終処分	民間委託	民間委託

5.2 ゴミ処理フロー

新焼却施設稼動後のごみ処理フローを図 4-6 に示します。

なお、新焼却施設稼動後のごみ処理フローの詳細については、今後の検討により、適宜見直しを行います。

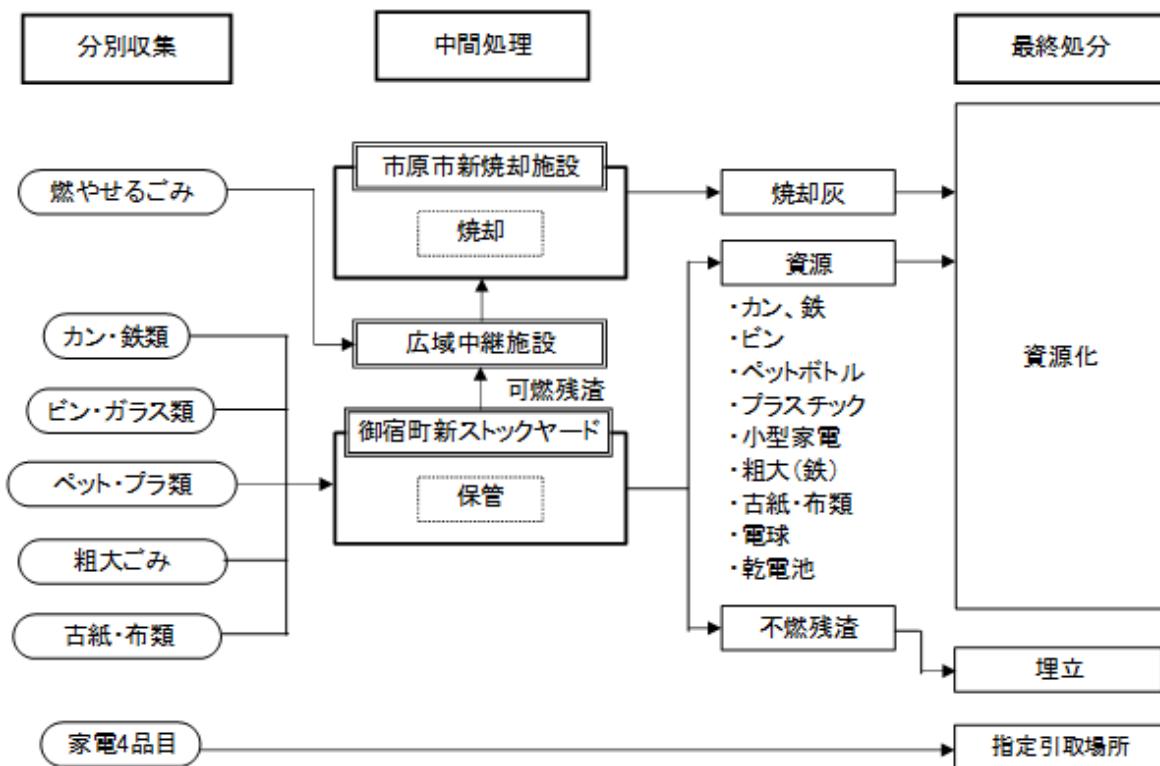


図 4-6 新焼却施設稼動後のごみ処理フロー

6. 点検・見直し・評価

事業の実施効果を把握するため、表 4-3 に示す項目について、毎年点検・評価を行い、施策の実施効果について把握していきます。

また、本計画は概ね 5 年ごとに見直しを行っていきますが、計画の見直しに当たっては、年度ごとの評価を踏まえます。

表 4-3 評価項目

視点	指標の名称	単位	計算方法
循環型社会形成	廃棄物排出量	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 t/年	家庭系ごみ排出量 ÷ (計画収集人口 × 年度日数) —
	廃棄物の焼却	1人1日当たりの焼却処理量 g/人日	焼却処理量 ÷ (計画収集人口 × 年度日数)
	廃棄物の再生利用	リサイクル率 %	総資源化量 ÷ (年間収集量 + 年間直接搬入量) × 100
	最終処分	最終処分率 %	最終処分量 ÷ (年間収集量 + 年間直接搬入量) × 100
地球温暖化防止	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う1人1日当たりの温室効果ガス排出量 kg/人日	温室効果ガス排出量 ÷ (計画収集人口 × 年度日数)
		1人1日当たりの焼却処理量 g/人日	焼却処理量 ÷ (計画収集人口 × 年度日数)
経済性	費用対効果	1人当たりの年間処理経費 円/人年	廃棄物処理に要する総費用 ÷ 計画収集人口
その他	施策の実施状況	—	施策が実施できているか

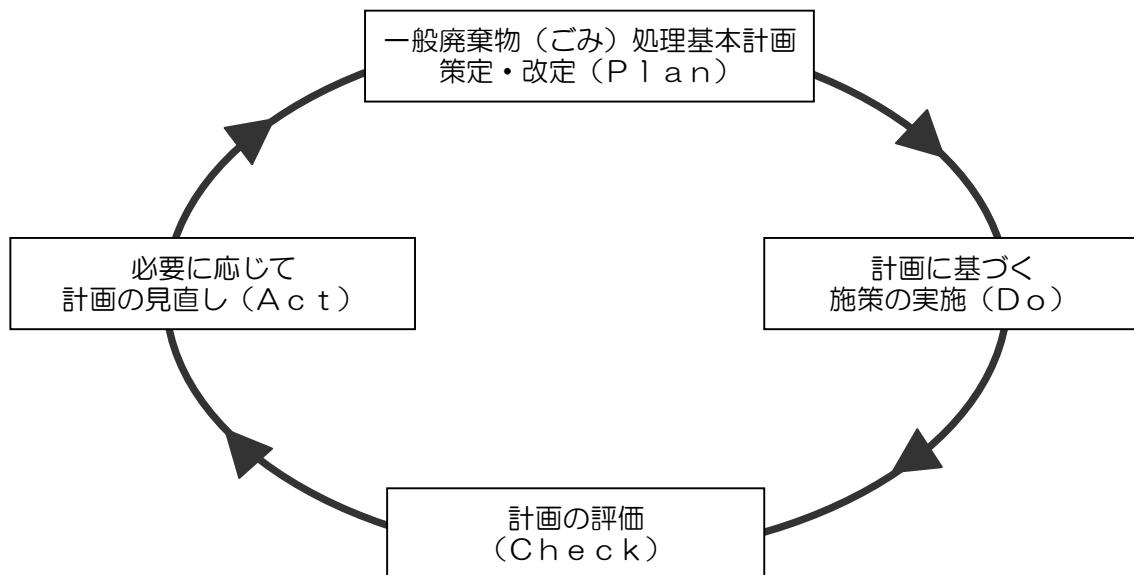


図 4-7 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における PDCA サイクル